平成26年度

定期監査報告書

塩尻市監査委員

監査実施期日及び監査対象課等 ・・・・・・・・・・・

第 1

第 2	監査	の範	囲	•		• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第 3	監査	の方	法及	をび!	主眼		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第 4	平成	2 6	年度	度上:	半期う	5算執	竹	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第 5	監査	の結	i果	•			•	•	•	•	•	•	•			•						•	9
1	概				要																	9	
2	総		務		部																	13	
3	協	働	企	画	部																i	21	
4	市	民環	境境	事 業	部																	24	
5	福	祉	事	業	部																	30	
6	経	済	事	業	部																	34	
7	建	設	事	業	部																	41	
8	市.	民交	流セ	ンク	ター																	46	
9	٢	ا تلخ	も 教	女育	部																	49	
10	生	涯	学	習	部																	58	
11	水	道	事	業	部																	64	
12			Ø)		他																	69	
			計課		議会																		
第 6	その	他全	宁的	りなり	監査原	 「見	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	7 4

第1 監査実施期日及び監査対象課等

実 施 期 日	監査対象課等
11月 6日(木)	庶務課、人事課、秘書広報課 会計課
11月 7日(金)	税務課、収納課、財政課 情報推進課 生活環境課 議会事務局
11月10日(月)	市民課 農林課 福祉課、長寿課 選挙管理委員会事務局
11月11日(火)	商工課、ブランド観光課、FPプロジェクト推進室 健康づくり課 農業委員会事務局 監査委員・公平委員会事務局
11月12日(水)	消防防災課企画課
11月13日(木)	建設課、都市計画課、まちづくり推進課 交流支援課、子育て支援センター、図書館
11月18日 (火)	教育総務課、こども課、家庭支援室 平出博物館 楢川保育園、北小野保育園
11月25日 (火)	社会教育課、男女共同参画・人権課 スポーツ振興課 経営管理課、上水道課、下水道課 木曽楢川小学校

現地調査

- (1) 平成26年度社会資本整備総合交付金事業広丘西通線 道路新設改良工事
- (2) 平成26年度公共下水道事業奈良井側右岸5号雨水幹 線第1工区工事及び市単公共下水道事業汚水支線第5工 区工事
- (3) 平成26年度(仮称) ふれあいセンター広丘建設工事 (建築主体工事)、同(機械設備工事)及び同(電気設備 工事)
- (4) 平成26年度広丘駅周辺整備事業広丘駅東口駐車場整備工事、同広丘駅東口駐車場整備工事(その2)及び同広丘駅東口駐輪場建築工事
- (5) 塩尻勤労者体育センター耐震改修工事
- (6) 平成26年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工 事市道堅石高出線
- (7) 平成26年度社会資本整備総合交付金事業大沢川第二 橋築造工事(上部工)
- (8) 塩尻東小学校大規模改修工事(児童館整備工事)及び 塩尻東小学校大規模改修工事
- (9) 平成26年度平沢地区街なみ環境整備事業中山道工区 道路美装化工事その1及び同中山道工区道路美装化工事 その2
- (10) 木曾平沢伝建地区防災施設整備工事2期工事

11月27日(木)

第2 監査の範囲

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、一般会計、各特別会計及び公営企業会計の平成26年度上半期(4月~9月)の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうか、その他必要と認められるものについては、事務事業の執行に係る工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか、建物の維持管理が良好であるかどうかなどについて監査を実施した。

第3 監査の方法及び主眼

平成26年度定期監査実施計画に基づき、あらかじめ各課等から職員構成等の事務事業の概要、上半期の事業概要(事業名、事業の進捗状況、予算の執行状況、成果等)、下半期の事業概要、各課等における事業課題、問題点等、監査等による要望、指導、指摘事項等に対する措置状況などを記載した定期監査調書、工事請負費の執行状況に関する調べ、負担金、補助及び交付金に関する調べ、事業委託料に関する調べ、その他関係書類の提出を求めた。

監査に当たっては、「業務改善を図ること」や「業務リスクから職員を守ること」を念頭に、 提出された調書、関係書類等に基づいて、所属長及び関係職員から説明を聴取し、地方自治 法第2条第14項及び第15項並びに地方財政法第2条第1項及び同法第4条に規定された趣旨 に則り、事務事業が効果的かつ経済的に執行されているか、また、組織及び運営が合理的で 適正に執行されているかなどを主眼に監査を実施した。

第4 平成26年度上半期予算執行状況

1 一般会計

H26.9.30現在 (H25.9.30現在)

							(1125. 9.	0 0 0 1 1 1 1 1
		歳	入			歳	出	ı
科	目	予算現額	収入済額	収入率	科目	予算現額	支出済額	執行率
17	П	(千円)	(千円)	(%)	1 ¹ T	(千円)	(千円)	(%)
市	税	9, 144, 955	5, 791, 919	63.33	議会費	236, 215	123, 705	52.37
113	196	(8,888,757)	(5, 234, 505)	(58.89)	戚 云 貝	(229, 419)	(121,837)	(53.11)
14h -}- ∋	譲 与 税	262, 290	72, 337	27. 58	総務費	4, 487, 552	960, 440	21.40
地力商	港 分 忧	(261,550)	(76,892)	(29.40)	総務費	(3, 277, 239)	(1,228,248)	(37.48)
an → dai	マムへ	18, 200	6, 553	36.01	о <i>4</i> ж	8, 989, 788	4, 025, 667	44. 78
利 士 剖	交付金	(18,000)	(7,011)	(38.95)	民 生 費	(8, 177, 019)	(3,609,949)	(44.15)
#1 1/ dai	マムへ	34,600	8, 545	24. 70	/#= /L #!	1, 681, 415	572, 341	34.04
配 当 割	交付金	(12,000)	(5,388)	(44.90)	衛生費	(1,616,946)	(590, 922)	(36.55)
株式等	譲渡	4,200	0	0.00	», ki #	269, 692	165, 489	61.36
	列交付金	(2,800)	(0)	(0.00)	労 働 費	(186, 951)	(152, 082)	(81.35)
地方消	費税	825,000	451, 355	54. 71	# 11. L = W #	1, 250, 293	317, 793	25. 42
	交付金	(705, 400)	(392, 731)	(55.67)	農林水産業費	(969, 290)	(314, 412)	(32.44)
ゴルフ:	場	15,000	5, 056	33. 71		1, 937, 277	1, 569, 741	81. 03
	‴ 说交付金	(14,000)		(41.49)	商 工 費	(2, 320, 087)	(1,738,153)	(74.92)
自動車		40,000	6, 351	15. 88	1.	4, 124, 931	1, 089, 739	26. 42
山坳平	交付金	(60,000)	(25, 212)	(42.02)	土 木 費	(3, 927, 885)	(827, 462)	(21.07)
地方特	(Sil	31,000	29, 324	94. 59		751, 040	365, 786	48. 70
10/1/10	交付金	(32,000)	•	(103.32)	消防費	(798, 989)	(384, 187)	(48.08)
		5, 560, 000	3, 734, 475	67. 17		3, 356, 779	1, 230, 688	36.66
地方る	交 付 税	(5, 560, 000)			教 育 費	(3, 055, 997)		(40.47)
交通安	△₩₩	13,000	5, 816	44. 74		5, 769	194	3. 36
	王对 束 刂交付金	(13,000)		(56.52)	災害復旧費	(1,568)		(5.68)
分担金	TA アド	418, 183	167, 827	40. 13		3, 266, 806	1, 594, 912	48. 82
刀担宝,	負担金	(422, 404)	•	(40.95)	公 債 費		(1,600,119)	(50.59)
使用料	TA アド	329, 622	136, 982	41. 56		192,000	192,000	100.00
使用杯	手数料	(327, 806)	•	(44. 91)	諸支出金	(196,000)	(196, 000)	(100.00)
		3, 695, 133	1, 204, 747	32.60		10,000	0	0.00
国庫ラ	支出金	(3, 133, 093)	(979, 908)	(31. 28)	予 備 費	(10,000)	(0)	(0.00)
		1, 272, 765	397, 015	31. 19		10,000)	37	. 5.007
県 支	出 金	(1,096,929)	(220, 283)	(20.08)				
		113, 387	148, 295	130.79				
財 産	収 入	(63, 123)		(57.85)				
		5, 400	20, 250	375.00				
寄	付 金							
		(79, 380) 1, 099, 042	(1,823)	0.00				
繰	入 金							
		(1,071,666)	(35)	(0.00)				
繰走	越 金	737, 423	737, 423	100.00				
<u> </u>		(427, 954)		(100.00)				
諸山	仅 入	2, 358, 167	256, 677	10.88				
		(2,607,759)	(324, 128)	(12.43)	ļ			
市	債	4, 582, 190	0	0.00				
		(3, 132, 590)	(0)	(0.00)	ļ			
歳入	合 計	30, 559, 557	13, 180, 947	43. 13	歳出合計	30, 559, 557	12, 208, 495	39. 95
		(27, 930, 211)	(11,969,262)	(42.85)		(27, 930, 211)	(12,000,280)	(42.97)

2 各特別会計

H26. 9. 30現在 (H25. 9. 30現在)

		歳		入				歳		出		
特別会計名		予算現額		収入済額		収入率		予算現額		支出済額		執行率
		(千円)		(千円)		(%)		(千円)		(千円)		(%)
国民健康保険事業		7, 616, 848		2, 999, 690		39. 38		7, 616, 848		3, 133, 458		41. 14
特別会計	(7, 301, 399)	(2, 956, 306)	(40.49)	(7, 301, 399)	(2,986,002)	(40.90)
奨学資金貸与事業		31, 569		21, 586		68. 38		31, 569		16, 100		51.00
特別会計	(29,600)	(20, 543)	(69.40)	(29,600)	(16,670)	(56.32)
介護保険事業		5, 314, 991		2, 410, 820		45. 36		5, 314, 991		2, 018, 216		37. 97
特別会計	(5, 254, 584)	(2, 445, 543)	(46.54)	(5, 254, 584)	(2,087,512)	(39.73)
簡易水道事業		108, 444		46, 383		42.77		108, 444		35, 047		32. 32
特別会計	(140,862)	(46, 844)	(33. 26)	(140,862)	(37,023)	(26. 28)
国民健康保険 楢川診療所事業		11, 151		8, 589		77. 02		11, 151		5, 005		44. 88
相川砂療所事業 特別会計	(90, 193)	(31, 354)	(34.76)	(90, 193)	(37, 596)	(41.68)
後期高齢者医療		678, 003		276, 204		40.74		678, 003		206, 895		30. 52
事業特別会計	(608, 354)	(282, 556)	(46.45)	(608, 354)	(207, 225)	(34.06)
Δ ∋I.		13, 761, 006		5, 763, 272		41.88		13, 761, 006		5, 414, 721		39. 35
合 計	(13, 424, 992)	(5, 783, 146)	(43.08)	(13, 424, 992)	(5, 372, 028)	(40.02)

3 水道事業会計

(1) 収益的収入及び支出(税込)

H26. 9. 30現在 (H25. 9. 30現在)

	収	入			支	出	
科目	予算現額	収入済額	収入率	科目	予算現額	支出済額	執行率
171 14	(千円)	(千円)	(%)	11 H	(手円)	(千円)	(%)
第1款	1, 658, 788	724, 605	43.68	第1款	1, 689, 856	369, 057	21.84
水道事業収益	(1,462,118)	(706, 354)	(48.31)	水道事業費用	(1,422,544)	(305, 400)	(21.47)
第1項	1, 482, 787	712, 814	48.07	第1項	1, 316, 622	305, 089	23. 17
営 業 収 益	(1,444,124)	(702,641)	(48.66)	営 業 費 用	(1,297,896)	(248, 442)	(19.14)
第2項	175, 981	11,791	6.70	第2項	147, 551	54, 757	37. 11
営業外収益	(17,974)	(3,713)	(20.66)	営 業 外 費 用	(119,678)	(56, 823)	(47.48)
第3項	20	0	0.00	第3項	225, 683	9, 211	4. 08
特 別 利 益	(20)	(0)	(0.00)	特別損失	(4,970)	(135)	(2.72)

(2) 資本的収入及び支出(税込)

H26. 9. 30現在 (H25. 9. 30現在)

	収	入			支	出	
科目	予算現額	収入済額	収入率	科目	予算現額	支出済額	執行率
	(手円)	(千円)	(%)		(手円)	(千円)	(%)
第1款	290, 737	8, 977	3.09	第1款	1, 235, 710	275, 538	22.30
資 本 的 収 入	(255, 695)	(0)	(0.00)	資 本 的 支 出	(1,238,093)	(171,843)	(13.88)
第1項	269, 000	0	0.00	第1項	988, 363	152, 641	15.44
企 業 債	(219,000)	(0)	(0.00)	建設改良費	(969, 478)	(53, 582)	(5.53)
第2項	10	0	0.00	第2項	247, 347	122, 897	49.69
固定資産売却代	(10)	(0)	(0.00)	企業債償還金	(238, 015)	(118, 261)	(49.69)
第3項	21,727	8, 977	41.32	第3項	0	0	-
負 担 金	(7,050)	(0)	(0.00)	開 発 費	(30,600)	(0)	(0.00)
第4項	0	0	-				
補 助 金	(29,635)	(0)	(0.00)				

4 下水道事業会計

(1) 収益的収入及び支出(税込)

H26. 9. 30現在 (H25. 9. 30現在)

	収	入			支	出	
科目	予算現額	収入済額	収入率	科目	予算現額	支出済額	執行率
TI H	(千円)	(千円)	(%)	TI H	(千円)	(手円)	(%)
第1款	2, 885, 126	888, 235	30.79	第1款	2, 676, 886	450, 442	16.83
下水道事業収益	(2,031,640)	(1,006,732)	(49.55)	下水道事業費用	(2,031,634)	(446, 339)	(21.97)
第1項	2, 091, 688	887, 822	42.45	第1項	2, 139, 423	210, 391	9.83
営 業 収 益	(2,028,467)	(1,006,242)	(49.61)	営 業 費 用	(1,478,345)	(197, 814)	(13.38)
第2項	792, 097	413	0.05	第2項	525, 772	234, 290	44. 56
営業外収益	(3, 153)	(490)	(15.54)	営業外費用	(546, 803)	(248, 338)	(45.42)
第3項	1, 341	0	0.00	第3項	11,691	5, 761	49. 28
特 別 利 益	(20)	(0)	(0.00)	特別損失	(6,486)	(187)	(2.88)

(2) 資本的収入及び支出(税込)

H26. 9. 30現在 (H25. 9. 30現在)

	収	入			支	出	
科目	予算現額	収入済額	収入率	科目	予算現額	支出済額	執行率
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(千円)	(手円)	(%)	., -	(手円)	(手円)	(%)
第1款	880, 352	87, 628	9.95	第1款	1, 829, 188	736, 855	40. 28
資 本 的 収 入	(778, 520)	(126,092)	(16.20)	資 本 的 支 出	(1,761,277)	(739, 425)	(41.98)
第1項	557, 500	25,000	4. 48	第1項	507, 855	75, 363	14.84
企 業 債	(450, 500)	(0)	(0.00)	建設改良費	(311, 260)	(14,689)	(4.72)
第2項	10	0	0.00	第2項	1, 321, 333	661, 492	50.06
固定資産売却代	(10)	(0)	(0.00)	企業債償還金	(1,450,017)	(724, 736)	(49.98)
第3項	183, 854	51, 728	28. 14				
負 担 金	(235, 560)	(126,092)	(53.53)				
第4項	138, 988	10, 900	7.84				
補 助 金	(92, 450)	(0)	(0.00)				

5 農業集落排水事業会計

(1) 収益的収入及び支出(税込)

H26. 9. 30現在 (H25. 9. 30現在)

	収	入			支	出	
科目	予算現額	収入済額	収入率	科目	予算現額	支出済額	執行率
11 11	(手円)	(手円)	(%)	11 H	(千円)	(手円)	(%)
第1款	455, 109	141,835	31.17	第1款	422, 416	62, 971	14.91
農業集落排水事業収益	(299, 217)	(145, 961)	(48.78)	農業集落排水事業費用	(301, 400)	(63,805)	(21.17)
第1項	291, 526	140, 248	48.11	第1項	348, 863	29, 892	8.57
営 業 収 益	(299, 213)	(145,904)	(48.76)	営 業 費 用	(227, 842)	(29, 244)	(12.84)
第2項	161, 875	17	0.01	第2項	72, 785	32, 465	44.60
営業外収益	(2)	(57)	(2850.00)	営 業 外 費 用	(73, 519)	(34, 561)	(47.01)
第3項	1, 708	1,570	91.92	第3項	768	614	79.95
特別利益	(2)	(0)	(0.00)	特別損失	(39)	(0)	(0.00)

(2) 資本的収入及び支出(税込)

H26. 9. 30現在 (H25. 9. 30現在)

	収	入			支	出	
科目	予算現額	収入済額	収入率	科目	予算現額	支出済額	執行率
171 H	(千円)	(手円)	(%)	11 H	(千円)	(千円)	(%)
第1款	69, 143	34, 617	50.07	第1款	206, 651	98, 171	47.51
資 本 的 収 入	(56, 320)	(28, 258)	(50.17)	資 本 的 支 出	(202, 519)	(97, 439)	(48.11)
第3項	69, 143	34, 617	50.07	第1項	11,808	750	6.35
負 担 金	(56, 320)	(28, 258)	(50.17)	建設改良費	(10,807)	(2, 100)	(19.43)
				第2項	194, 843	97, 421	50.00
				企業債償還金	(191,712)	(95, 339)	(49.73)

第5 監査の結果

本市は、『ともに築く自立と創造の田園都市』の実現を目指した第四次塩尻市総合計画後期基本計画(平成22~26年度)において、「田園都市の継承と実践」、「自助努力による解決」及び「新しいまちづくりへの挑戦」という時代の変化に対応した三つの基本理念を掲げ、そのもとで「豊かな心をはぐくむ教育文化のまちをともにつくる」、「安心して暮らせる福祉のまちをともにつくる」、「環境と共生するまちをともにつくる」、「安全で機能的なまちをともにつくる」、「創造性に富んだ産業のまちをともにつくる」及び「自立と自治の市民社会をともにつくる」の六つの基本政策を展開し、市民・地域に真に必要とされる施策や事業の推進に取り組んできた。

平成26年度は、この第四次塩尻市総合計画後期基本計画の最終年度であり、この計画に掲げられた目標の達成に向け、教育再生、農業再生、安全・安心なまちづくり、信州 Fパワープロジェクトの推進、福祉・保育施設の拠点整備、交通の利便性の高いまちづくり、協働のまちづくりの7分野を重点施策として、重要性や緊急性の高い事業を厳選し、戦略的に取り組んでいる。

この施策や事業の推進状況を踏まえ、本年度の定期監査に当たっては、一般会計、各特別会計及び各公営企業会計における諸事業の執行状況、工事請負費、負担金補助及び交付金、事業委託料等の執行状況、各課等における事業課題、問題点等に着目して実施した。

本年度上半期の一般会計の歳出に係る執行率は39.95%となっていて、前年同期と比べて3.02ポイント減少している。これについては、執行率の分子となる上半期の執行済額が、前年度に比べて208,215千円(1.74%)とわずかに増加しているのに対して、執行率の分母となる予算現額が、前年度に比べて2,629,346千円(9.41%)と大幅に増加していることが主な要因であると考えられる。

このうち、執行率が50%以上のものは、議会費 (52.37%)、労働費 (61.36%)、商工費 (81.03%) 及び諸支出金 (100.00%) である。

その一方で、総務費(21.40%)、農林水産業費(25.42%)及び土木費(26.42%)は、20%台の低い執行率となっている。この理由は、これらの歳出科目における主要な事業が、下半期に予定されているためであると考えられる。

特に建設事業にあっては、上半期は前年度から繰り越された事業の執行が主であり、本年度に予定していた事業の執行は、国庫補助、県費補助等の関係もあって下半期に集中することになるためである。今後の事業の執行に当たっては、国や県の動向を注視しながら、その執行に遅れが生じないように進行管理に留意していただきたい。

また、下半期の建設事業にあっては、これから厳冬期を迎えることから、工事の早期 発注と安全な施工についての業者指導を徹底し、その執行に万全を期していただきたい。 一般会計の歳入に係る収入率は43.13%であり、前年同期と比べて0.28ポイント増加している。これは、収入率の分母となる予算現額が、前年度に比べて増加しているのに対して、収入率の分子となる上半期の収入済額が、前年度に比べて1,211,685千円(10.12%)と、分母を超える比率で増加していることが主な要因であると考えられる。

このうち、自主財源である現年課税分の市税(国民健康保険税を除く。以下同じ。)の調 定総額については、前年同期と比べて599,015千円(6.82%)増加して9,384,079千円と なっている。

この主な内訳は、均等割額の増額等により個人市民税が12,097千円 (0.37%) 増加して3,252,655千円と、一部企業の税額割の増加等により法人市民税が566,258千円 (124.32%) 増加して1,021,753千円と、新築家屋の増加等により固定資産税が13,804千円 (0.32%) 増加して4,274,185千円と、同様の理由により都市計画税が4,970千円 (1.38%) 増加して365,926千円と、自家用乗用車の増等により軽自動車税が4,555千円 (2.91%) 増加して161,121千円となったことなどである。

市税の現年課税分の収入済額については、前年同期と比べて554,730千円(11.21%) 増加して5,505,314千円となっていて、収納率については、前年同期と比べて2.32ポイント増加して58.67%となっている。

下半期においても、引き続き税収の確保に努めていただきたい。

国民健康保険事業特別会計の歳出に係る執行率は41.14%となっていて、前年同期と 比べて0.24ポイント増加している。

歳入に係る収入率は39.38%であり、こちらは、前年同期と比べて1.11ポイント減少している。

このうち、現年課税分の国民健康保険税の調定額については、前年同期と比べて42,567千円(2.57%)減少して1,616,036千円となっている。また、現年課税分の国民健康保険税の収入済額については、前年同期と比べて4,844千円(1.15%)増加して427,118千円となっていて、収納率については、前年同期と比べて0.97ポイント増加して26.43%となっている。

下半期においても、引き続き税収の確保に努めていただきたい。

奨学資金貸与事業特別会計の歳出に係る執行率は51.00%となっていて、前年同期と 比べて5.32ポイント減少している。

歳入に係る収入率は68.38%であり、前年同期と比べて1.02ポイント減少している。

介護保険事業特別会計の歳出に係る執行率は37.97%となっていて、前年同期と比べて1.76ポイント減少している。

歳入に係る収入率は45.36%であり、前年同期と比べて1.18ポイント減少している。

簡易水道事業特別会計の歳出に係る執行率は32.32%となっていて、前年同期と比べて6.04ポイント増加している。

歳入に係る収入率は42.77%であり、前年同期と比べて9.51ポイント増加している。

国民健康保険楢川診療所事業特別会計の歳出に係る執行率は44.88%となっていて、 前年同期と比べて3.20ポイント増加している。

歳入に係る収入率は77.03%であり、前年同期と比べて42.27ポイント増加している。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出に係る執行率は30.52%となっていて、前年同期 と比べて3.54ポイント減少している。

歳入に係る収入率は40.74%であり、前年同期と比べて5.71ポイント減少している。

水道事業会計の収益的支出に係る執行率は21.84%となっていて、前年同期と比べて 0.37ポイント増加し、収益的収入に係る収入率は43.68%となっていて、前年同期と比べて4.63ポイント減少している。

資本的支出に係る執行率は22.30%となっていて、前年同期と比べて8.42ポイント増加し、資本的収入に係る収入率は3.09%となっていて、前年同期と比べて皆増となっている。

経営全体をみると、順調に推移しているものと考えられる。

下水道事業会計の収益的支出に係る執行率は16.83%となっていて、前年同期と比べて5.14ポイント減少し、収益的収入に係る収入率は30.79となっていて、前年同期と比べて18.76ポイント減少している。

資本的支出に係る執行率は40.28%となっていて、前年同期と比べて1.70ポイント減少し、資本的収入に係る収入率は9.95%となっていて、前年同期と比べて6.25ポイント減少している。

経営全体をみると、順調に推移しているものと考えられる。

農業集落排水事業会計の収益的支出に係る執行率は14.91%となっていて、前年同期と比べて6.26ポイント減少し、収益的収入に係る収入率は31.17%となっていて、前年同期と比べて17.61ポイント減少している。

資本的支出に係る執行率は47.51%となっていて、前年同期と比べて0.60ポイント減少し、資本的収入に係る収入率は50.07%となっていて、前年同期と比べて0.10ポイント減少している。

経営全体をみると、順調に推移しているものと考えられる。

職員の勤務状況については、各課等から実情を聴取し、事務事業が適正かつ効率的に 執行されているかどうかについて監査した。

本年度上半期の職員の超過勤務については、前年同期と比べて5,167時間(17.49%) も増加している。

職員が恒常的に長時間にわたる超過勤務を行っている課等が、いくつか見受けられるので、この原因を分析するなかで、業務量の適正把握、人員の適正配置、職員の健康管理、業務改善等に心掛けていただきたい。

各課等に対する監査意見等については、これ以降に記載するとおりであり、また、軽 易な意見等については、監査の際に口頭で述べた。

総 務 部

○ 庶 務 課

分掌事務は、「行政係」が公印の管守総括、議会の招集及び議案、文書管理、例規及び文書の審査、条例、規則等の制定改廃、情報公開及び個人情報の保護に関することなど、「施設管理係」が庁舎管理、車両の運行及び整備管理、安全運転管理に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 平成24年度に調査業務が行われ、前年度から始まった庁舎耐震化・大規模改修工事は、本年度末をもって竣工する予定である。

この工事は、多額の費用を要した工事であったが、糸魚川ー静岡構造線断層帯の上にあり、牛伏寺断層の一部が存在する本市にとって、地震災害等が発生した場合に、本庁舎は間違いなく情報収集、復旧事業等の拠点となる施設であるため、以前の定期監査等において、この早期実施を監査委員の総意として強く要望してきた経過がある。

この工事の竣工に当たり、感慨深いものを感じるとともに、市民の安全や安心を確保 するという視点から、大いに評価するものである。

(2) 以前の定期監査等において、公用車に関する各種の台帳が、庶務課、財政課、会計課等に存在するので、これを可能な限り統合して公用車の管理をするように要望した経過があるが、本年度、庶務課においてこれらが一つの表としてまとめられ、公用車の管理が行われることになった。

わずかな進歩ではあるが、これを評価するとともに、今後は、これを有効活用することが課題となると考えられる。

(3) 以前の定期監査等においても同様の所見を述べたが、定期監査、決算審査、例月出納 検査等を通じて、職員の法令等の理解能力や文章の作成能力が、相変わらず低調であるように思われる。

「文書作成の手引き」の発行、指名による若手職員への研修等をもって、それを良とするのではなく、人事課と協力して、中堅以上の職員に対しても積極的に実務的な研修を行い、職員全体の能力向上を図っていただきたい。

〇 人 事 課

分掌事務は、「職員係」が職制及び職員定数、職員の任免等及び服務、職員の諸給与及び旅費、職員の福利厚生、職員の人事管理に関することなど、「人材育成係」が職員の研修及び人材育成に関することである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 本年度上半期の職員の超過勤務については、対象人員が287人で、前年同期と比べて 1 名増とほぼ同数であるのにもかかわらず、超過勤務時間は、前年同期と比べて5,167 時間(17.5%)増加している。

選挙事務等の特殊事情分を除いても、庶務課、秘書広報課、収納課、情報推進課、福祉課、農林課、商工課、都市計画課、まちづくり推進課、教育総務課、こども課、スポーツ振興課、男女共同参画・人権課等の一部の係においては、固有業務に係る超過勤務時間が相当に増加しているようなので、この原因を詳細に分析し、職員の適正配置、職員の健康管理、業務改善等について、柔軟かつ積極的な対策を講じる必要があると思われる。

(2) 職員の資質や技術の向上、業務に必要な専門知識や技能の習得を目指し、本年度から 人材育成係が設置され、職員研修等を実施している。

本年度上半期の研修の受講又は修了者数は、一般研修が4コースで延べ73人、特別研修が7コースで延べ757人、派遣研修が49コースで延べ147人、その他の研修が3コースで延べ27人となっている。また、一部の研修については、グループウェアの掲示板を利用して、個々の研修結果が職員全体に対して公表されている。

これらの研修が、わずかずつではあっても、職員全体の能力向上や人材育成に結びついていくことに、大いに期待するものである。

また、庶務課に対しても要望したが、職員の法令等の理解能力や文章の作成能力が相変わらず低調であると思われるので、これに対する研修についても、強化を図っていただきたい。

(3) 本市は、事務処理の適正化に向けて、平成22年度からリスクマネジメントシステムを本格的に導入した。

失敗事例報告については、平成24年度が2件、前年度が16件、本年度が0件であり、また、ヒヤリハット事例報告については、平成24年度が3件、前年度が10件、本年度が1件となっている。

本年度について、失敗事例やヒヤリハット事例の件数が本当に減少しているならば喜ばしい限りであるが、単に各課等からの報告がなされていないならば、これはこのシステムの運用上の大問題である。

また、過去にも、例月出納検査で支払遅延防止法に抵触する旨を指摘した都市計画課の地域振興バス運行委託料については、問題の発覚が平成24年11月であったにもかかわ

らず、報告がなされたのが、8カ月後の平成25年7月であったとか、税務課のシステム 改修による誤課税が、失敗事例として報告がなされていないなど、このシステムの運用 上の問題が多くみられ、未だに効果的な運用ができていないように思われる。

したがって、失敗事例等については、このシステムに基づいて必ず報告書を提出させ、 職員間の情報の共有化を行い、その教訓を職員の共通認識としていくという本来のシス テム導入の目的を達成するため、職員の再研修を含めて、その運用方法を再検討する必 要があると思われる。

〇 秘書広報課

分掌事務は、「秘書係」が秘書、市長会その他渉外、儀式及び表彰、寄附採納に関することなど、「広報広聴係」が広報・広聴活動、市民要望等の連絡調整、都市交流、国際交流に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 広報しおじりについては、以前から8月と12月は月1回、その他の月は月2回発行されているが、現在、その発行回数の削減が検討されている。

これについては、経費削減という方向性を否定するわけではないが、市民への適時な情報公開の重要性と費用対効果のバランスをみて、慎重に検討していただきたい。

(2) 平成23年9月末に、北小野地区を除いて行政チャンネルが開局され、以前の定期監査等において、視聴世帯の拡充に努めるよう要望した経過がある。

視聴率の計測が不可能であるため、アンケート調査を行ったとのことであるが、この 調査結果等を活用しながら、今後も、引き続いて魅力ある番組づくりや視聴世帯の拡充 に努めていただきたい。

(3) 広報活動の一環として、塩尻市農事放送農業協同組合によるNTT回線を利用したオフトーク通信システムが利用されてきたが、これが、平成27年2月をもって終了することになった。

以前の定期監査等において、このオフトーク放送は、市民のシステムへの加入率が、 年々低下してきているので、費用対効果を考慮して、これからも市民への広報活動の一 環として位置づけていくのか、それとも農業者支援の一環として位置づけていくのか、 廃止を含めてその利用方法を再検討するよう要望してきた経過がある。

結果的に、このオフトーク放送は利用廃止となったわけであるが、塩尻市農事放送農業協同組合も、本市も、もう少し早くこの結論を出すべきであったように思われる。

(4) 信州塩尻会の開催については、以前の定期監査等において、その開催方法、経費節減

等についての見直しを要望してきた経過があるが、現在は、飲食に係る経費は原則として会費制とされるなど改善がなされてきた。これについては、評価をするものである。

〇 税 務 課

分掌事務は、「市民税係」が市県民税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課、 原動機付自転車の標識、税務関係諸証明の交付に関することなど、「資産税係」が固定資産評 価、固定資産税及び都市計画税の賦課、土地台帳等の整備及び閲覧に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 市税の現年度課税分に係る9月末現在の調定総額は、9,384,079千円となっていて、前年同期と比較すると、599,016千円(6.82%)増加している。

この主な内容は、前年同期比で、個人市民税が12,097千円(0.37%)の増、法人市民税が566,258千円(124.32%)の増、固定資産税が13,804千円(0.32%)の増、都市計画税が4,970千円(1.38%)の増、軽自動車税が4,555千円(2.91%)の増などとなったものである。

(2) 法人市民税の現年度課税分に係る9月末現在の調定額は、1,021,753千円で、前年同期と比較すると、前述したように566,258千円(124.32%)と大幅に増加している。

主な業種別の調定額は、製造業が758,116千円で前年同期比527,985千円 (229.43%) の増、卸・小売業が85,745千円で前年同期比11,407千円 (15.35%) の増、サービス業が72,288千円で前年同期比8,270千円 (12.92%) の増、金融・保険業が33,102千円で前年同期比9,206千円(38.52%)の増、建設業が32,680千円で前年同期比11,518千円(54.42%) の増などとなっている。

このように、多くの業種において前年同期と比較して調定額が増加しているなかで、 林業、運輸・通信業及び電気・ガス・水道業にあっては、前年同期と比較して調定額が 減少している。

(3) 9月末現在の市税還付金及び返還金は、291件で19,086千円となっている。

このうち、還付金は、個人市県民税の税額更正等による還付及び配当割、株式譲渡割の還付が180件で5,654千円、法人市民税の確定及び更正申告による還付が95件で13,150千円、固定資産税及び都市計画税の滅失処理等による還付が7件で122,800千円、軽自動車税の登録誤りによる還付が6件で39千円であった。

また、返還金は、土地に係る固定資産税及び都市計画税の返還が3件で121千円であった。

(4) 個人市県民税の還付加算金について、全国で多くの地方自治体が計算を誤り、実際より少ない金額しか支払われていなかったケースが相次いで発覚した。

本市においても、長野県からの通知を受けて事務処理を確認したところ、地方税法の 規定の適用誤りにより、過去5年間で、対象者202人、1,377千円の未払いが生じている ことが判明した。

これは、地方税法の規定によると、還付加算金の算定起算日は、「市県民税が納められた翌日から」となっているところを、特別徴収により、申告より前に納税が行われている給与所得者等に対しても、自営業者等に適用される「更正の通知があった日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日」という規定を適用していたことにより生じたものである。

この未払いであった還付金の支払いが速やかに行われ、対象者の理解を得て、大問題とならなかったことは、不幸中の幸いではあったが、今後は、関係職員が、法令への理解を一層深め、適正な事務処理を行い、市民の信頼回復に努めていただきたい。

〇 収 納 課

分掌事務は、「管理係」が市税等の収納管理、過誤納金の還付及び充当、口座振替に関することなど、「滞納整理係」が市税の徴収及び滞納処分、後期高齢者医療の保険料の徴収、公課の滞納処分、市税等の執行停止及び不納欠損に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 市税の現年度課税分に係る9月末現在の収入済額は、5,505,314千円であり、調定額に対する収納率は58.67%となっている。これを前年同期と比較すると、収入済額は554,730千円(11.21%)の増と、収納率は2.32ポイントの増となっている。

また、国民健康保険税の現年度課税分に係る9月末現在の収入済額は、427,118千円であり、収納率は26.43%となっている。これを前年同期と比較すると、収入済額は4,844千円(1.15%)の増と、収納率は0.97ポイントの増となっている。

(2) 滞納繰越分を含めた市税全体の9月末現在の収入済額は、5,558,027千円であり、調 定額に対する収納率は56.71%となっている。これを前年同期と比較すると、収入済額は 552,157千円(11.03%)の増と、収納率は2.49ポイントの増となっている。

また、滞納繰越分を含めた国民健康保険税全体の9月末現在の収入済額は、479,951 千円であり、収納率は22.56%となっている。これを前年同期と比較すると、収入済額は11,094千円(2.37%)の増と、収納率は1.04ポイントの増となっている。

(3) 現年度課税分の市税の収納率は、前述したように、前年同期と比較すると2.32ポイン

ト増の58.67%となっている。また、現年度課税分の国民健康保険税の収納率は、前年同期と比較すると0.97ポイント増の26.43%となっている。

以前の定期監査等において、市税等のコンビニエンスストアでの収納委託を、早期に 実現するよう要望してきた経過があるが、それが本年度当初から開始されたことも、こ の収納率向上の一因となっていると考えられる。

いずれにしても、市税等の収納率の向上については、これさえ行っていればよいという画期的な対策はないので、今後も、収納方法の工夫、滞納処分の徹底、長野県地方税 滞納整理機構の活用、地道な訪問徴収の実施等の諸対策を多面的に講じ、収納率の向上 に努めていだきたい。

○ 財 政 課

分掌事務は、「財政係」が予算の編成、執行計画及び執行調整、予算執行に基づく施策及び 実績調査、財政計画及び財政調査、公債及び一時借入金並びに地方交付税、基金の設置及び 管理に関することなど、「財産活用係」が市有財産の管理、活用、取得及び処分、公共用地及 び市有財産の登記に関することなど、「契約係」が業者等の資格審査及び登録、工事請負、委 託業務及び物品購入等の契約に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 本年度の上半期における財政状況は、一般会計においては、歳出に係る執行率が39.95%で、前年同期と比べて3.02ポイント減少し、歳入に係る収入率は43.13%で、前年同期と比べて0.28ポイント増加している。

また、特別会計全体においては、歳出に係る執行率が39.35%で、前年同期と比べて0.67ポイント減少し、歳入に係る収入率は41.88%で、前年同期と比べて1.20ポイント減少している。

一般会計の歳入を除き、前年同期比で微減となってはいるものの、財政運営全体では、予算が計画的に執行されているものと思われる。

今後も、経費削減に努め、効果的かつ効率的な財政運営に努めていただきたい。

- (2) 本年度9月末時点での地方債残高は26,770,870千円であり、これを、前年度末時点での地方債残高と比較すると、1,477,370千円(5.23%)の減となっている。
- (3) 本年度9月末時点での基金残高は6,313,943千円であり、これを、前年度末時点での基金残高と比較すると、130,061千円(2.10%)の増となっている。
- (4) 本年度上半期の契約事務については、建設工事に係る契約の件数が85件で、金額が

1,767,870千円、建設コンサルタント等への委託業務に係る契約の件数が36件で、金額が148,650千円、維持管理等の業務に係る契約の件数が168件で、金額が937,268千円、リースに係る契約の件数が27件で、金額が148,492千円などとなっている。

このうちの建設工事等に係る契約を前年同期と比較すると、建設工事の件数が10件 (13.33%) の増で、金額が211,480千円 (10.68%) の減、建設コンサルタント等への委託業務の件数が9件 (33.33%) の増で、金額が9,448千円 (5.98%) の減となっている。契約件数については、前年同期比で増加している一方で、契約金額については、減少しているが、件数、金額とも、前々年の同期と比較すると、大幅に増加している。

(5) 本年度上半期の建設工事における入札方法別の件数及び平均落札率については、一般競争入札が3件で84.99%と、一般競争簡易型入札が37件で94.69%と、指名競争入札が37件で94.48%と、随意契約が8件で97.93%となり、全体での平均落札率は、前年同期と比較すると0.06ポイント下落して94.56%となった。

建設工事に係る入札制度については、透明性、競争性、公平性等の確保が大命題であるので、常にこの制度の適正化や合理化に努めていただきたい。

(6) 以前の定期監査等において、物品購入等に係る業者登録制度について、建設工事等に 係る業者登録制度と比較すると、登録に係る条件設定等が安易になされている感がある ので、これを改善するよう要望した経過がある。

消耗品から重要物品までの価格の差、業者登録の時期、有効期間等もあって、早急な 改善は無理であることは理解するが、今後は、物品購入等に関する業者登録制度の改善 に向け、全庁的な検討を行うよう要望する。

○ 消防防災課

分掌事務は、「消防係」が消防施設の設置及び管理、消防団、水防に関することなど、「防 災係」が地域防災計画、国民保護計画、災害対策事務の総括及び防災会議、防犯に関するこ となどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 本市においては、平成23年度からデジタル同報系防災行政無線の運用が開始された。 これにより、災害発生時における市民への緊急情報の迅速な伝達が可能となり、市民 の迅速な避難等の対応が図られるようにはなったが、一部の市民からは、相変わらず「聞 こえにくい」という苦情があるので、今後は、戸別受信機の設置の促進等により、難聴 地域の解消に努めていただきたい。

(2) 本年8月31日に、塩尻東地区において、約750人の参加者により市民総合防災訓練が実施された。

また、消防施設・設備等整備事業において、本年度は、緊急時における情報伝達・収集手段を確保するため、デジタル移動系防災行政無線システムの工事が開始され、宗賀分団第3部(洗馬)詰所の耐震改修工事、宗賀分団第7部(牧野)詰所建替工事のための設計業務が実施されるとともに、塩尻分団第10部(金井)及び宗賀分団第5部(平出)の小型動力ポンプが更新されるなど、着実に地域消防力の強化が図られている。

(3) 以前の定期監査等において、団員報酬や災害出動交付金をはじめとする各種交付金が、各分団へまとめて支出され、各分団からその傘下の各部に再分配されるという流れのなかで、その報酬や交付金が各分団や各部において適正に処理され、運営がなされているかをチェックするシステムがない点を改善するように要望した経過がある。

これについては、平成23年度から市による分団会計の点検が始まり、前年度末には、 分団役員による傘下の各部会計の点検が開始された。また、本年度から団員報酬や災害 出動交付金が、各部へ直接支払われるようになった。

時間を要したとはいえ、これらの一連の改善については、相応の評価をするものである。

(4) 以前から、価値観や勤務形態の多様化等により、消防団員の確保が困難となっているが、東日本大震災等を例にみても、災害発生時における消防団員の必要性や重要性については、論を待たないところである。

本年8月から、協賛店が消防団員に対して独自のサービスを提供する「がんばれ消防団応援事業」が開始されたが、引き続き消防団員の負担軽減、魅力ある消防団活動等について研究し、消防団員を確保するための諸施策を速やかに、かつ多面的に展開し、地域住民の理解を得るなかで、消防団員の確保に努めていただきたい。

協働企画部

○ 企 画 課

分掌事務は、「企画係」が総合計画及び基本計画、市行政の総合調整、土地利用計画の進行管理、塩尻ブランドの構築、広域行政の連絡、行政組織、行政改革、総合計画の進行管理及び行政考査、高等教育機関との連携、合併に伴う事務処理及び調整事項の進行管理に関することなど、「統計係」が基幹統計、市勢実態の統計調査、各種統計資料の収集及び刊行に関することなど、「地域づくり係」が地域づくりの企画及び指導援助、区長会及び行政連絡長、地域振興及び地域開発に関する指導援助に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 本年度は、第4次塩尻市総合計画の最終年度となるため、現在、第5次塩尻市総合計画の策定が進められている。

この計画は、計画期間を平成27年度から35年度までの9年間とし、本市が目指す都市像とそれを実現するための基本戦略を示し、地域の多様な主体とともに取り組んでいく今後のまちづくりの指針とするものであり、その概要は、目指す都市像を「確かな暮らし 未来につなぐ田園都市」とし、それを実現するため、

- ・ 基本戦略A 子育て世代に選ばれる地域の創造
- 基本戦略B 住みよい持続可能な地域の創造
- 基本戦略C シニアが生き生きと活躍できる地域の創造

の三つの基本戦略を柱に、その実現に向けて10のプロジェクトを機能的に展開してい くものである。

少子高齢化社会を迎えるなかで、今後は、この計画を基に本市の施策が展開され、市 政の発展に結びついていくことに、大いに期待するものである。

- (2) 本市においては、専門委員を置いて平成24年度から事務事業評価が行われている。 今後、この事務事業に係る評価が本市の行政改革に連動し、限りある財源が効果的に 配分されるとともに、市民の市政への積極的な参画により、市民が本当に必要とする事 務事業が着実に推進されていくことに、期待するものである。
- (3) 本市においては、農村地域の空き屋への定住促進により地域の活性化を図ることを目的に、平成24年度に空き家バンク制度が導入されたが、現実的には、登録件数が少ない上に、空き家の所有者と利用希望者の意識に大きな齟齬があり、この制度が有効に機能していないのが実情である。

今後は、他の地方自治体の成功事例等を参考にして、この制度を抜本的に見直す必要があると思われる。

(4) 所得税の控除があるうえに、返礼品がもらえることなどによる節税効果が注目され、全 国的にふるさと納税(ふるさと寄附金)がブームとなっている。また、国においても、現 在、限度額の引き上げ、給与所得者等については確定申告が不要となる等の税制改正が検 討されている。

その一方で、ふるさと納税(ふるさと寄附金)が本来の趣旨から逸脱し、地方自治体の返礼品の豪華さの競争となっているという批判もあり、総務省は、税制改正に合わせて、全国の地方自治体に「節度ある対応」を求める通知を出した。

本市においては、以前の定期監査等において、ふるさと寄附金の実績が一向に上がってこないという苦言を呈したことがあるが、この寄附金の額が多いに越したことはないので、豪華な返礼品競争に参入するということではなく、この寄附金の実績が上がるような効果的なPR方法を検討するよう要望する。

(5) 「防犯灯設置事業補助金」のうちの指定防犯灯に係る電灯料等の補助については、補助金(限度額)が「60ワットの白熱灯を使用したときに相当する額」となっているが、現実的には、白熱灯のほかに蛍光灯やLED電球が普及してきているなかで、「60ワットの白熱灯」に限定していると、実際に使用した電灯料以上の補助額となる可能性が生じてしまう。

実際の電灯料を補助対象とし、一定の補助率を設けるなど、早急にルールを改善する必要がある。

また、防犯灯設置事業補助については、修理に対する補助は別として、新設する場合にあっては、節電効果が高い蛍光灯やLED電球に限定するなど、時勢に合わせて補助金のあり方を再検討していただきたい。

(6) 自治会である区への加入者を増やしていくことを目的に、「塩尻市みんなで支える自治会条例」が平成23年4月1日から施行された。

現在は、区長会の事業として、パンフレットを作成して転入者等に配布し、自治会の役員が個別訪問を行うなどの加入促進運動を展開しているとのことであるが、依然として自治会への新規参加者数は、低調な状況にあると思われる。

一定期間を経過したら、この条例に基づく加入促進運動の成果を検証し、その結果を踏まえてより高度な対応や対策を講じていく必要があると思われる。

○ 情報推進課

分掌事務は、「情報企画係」がコンピュータ業務に係る企画調整、庁内情報化の推進、庁 内情報ネットワークの整備、情報プラザ運営協議会に関することなど、「システム管理係」が コンピュータ業務の運用及び管理、データ保護に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 本年1月から、住民記録、印鑑記録、税情報、滞納管理、介護保険、児童手当、児童 扶養手当等からなる新住民情報システムの運用が開始された。

また、以前の定期監査等において、東日本大震災やそれに伴う津波の発生により、多くの市町村役場が被害を受け、これによる住民情報等の個人情報の滅失により、住民の安否確認や復旧作業に支障が生じるといった状況が発生したことを教訓に、本市においても電算情報のクラウド化を検討し、推進するよう強く要望したところであるが、現在、住民記録関連業務システムや財務会計システムを始めとする多くのシステムにクラウド環境が導入されている。

危機管理の観点から、この速やかな対応について、大いに評価をするものである。

- (2) 本市の情報セキュリティについては、SBC (Server Based Computing) システム の導入、職員への研修の実施、情報セキュリティ内部監査等により、高い水準のセキュ リティ対策が講じられている。
- (3) 本年度の10月に、新グループウェアシステムと印刷管理システムが導入された。 これについては、導入に係る職員への周知期間や準備期間が短かったことなどにより、 システムの不具合も多く、職員も混乱し、改善要望も多く寄せられた。

この不具合等については、情報推進課の担当職員等の努力により多くが改善されはしたが、今後の教訓として、システムが大きく変わる場合にあっては、周知期間や準備期間をもう少し長くとり、万全な体制での導入を図る必要があると思われる。

市民環境事業部

○ 生活環境課

分掌事務は、「環境推進係」が環境基本計画、地球環境、環境教育の推進、自然保護、生活環境の衛生指導、花や緑等による美しい環境づくり、塩尻環境スタンダードの推進、市内中小企業への環境マネジメントシステムの導入支援、市役所 I SO14001の推進、市役所地球温暖化対策実行計画の推進に関することなど、「環境保全係」が公害対策の企画、調整及び推進、公害の調査及び苦情、紛争等の処理、犬の登録及び狂犬病予防、墓地、斎場及び東山霊園の管理運営、産業廃棄物処理等の調整及び対策、不法投棄の監視に関することなど、「環境整備係」が一般廃棄物処理の企画及び計画立案、一般廃棄物処理等の許可、調整及び対策、一般廃棄物の資源化、減量及び啓発、資源物の収集運搬及び再利用、松塩地区広域施設組合との連絡調整に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 本年度は、環境基本計画後期計画及び一般廃棄物(ごみ)処理基本計画後期計画の 最終年度となるため、第5次塩尻市総合計画の策定に合わせ、現在、第二次環境基本計 画及び新たな一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定が進められている。

平成22年3月に策定された環境基本計画後期計画は、第4次総合計画の基本政策である

- 1 環境をまもる心をはぐくむ
- 2 資源を大切にする社会をつくる
- 3 美しい景観をつくる
- 4 ふるさとの自然を守る

という四つ政策を基本理念とし、それを柱に30の数値指標を掲げ、その実現に向けて環境施策や事業を展開していくものであった。

この30の数値指標の達成状況については、前年度の環境白書によると、その内訳は、 達成が1件、順調が15件、取組不十分が11件、評価不可が3件となっていて、全体的に は低調である感は否めない。

同様に、平成22年3月に策定された一般廃棄物(ごみ)処理基本計画後期計画は、5つの重点プロジェクトを定めるとともに、三つの具体的な数値目標を掲げたものであったが、前年度の環境白書によると、「1人1日あたりのごみ排出量を平成20年度比で6%削減する」という数値目標については、前年度末で0.4%の増加、「事業所やアパートでの資源化の促進によりごみを平成20年度比で年間373 t 減量化する」という数値目標については、前年度末で400 t の増加、「再利用の促進により資源化率を平成20年度比で

2%の向上を図る」という数値目標については、前年度末で2%の下落という結果になっている。

この一般廃棄物(ごみ)処理基本計画後期計画において数値目標が全て未達成という 結果については、この計画の途中で、これまで塩尻市及び朝日村のごみ処理を担ってき た塩尻・朝日衛生施設組合と松本西部広域施設組合とが統合され、松塩地区広域施設組 合が発足するなど、ごみ処理の根幹が大きく変化したことも理由の一つとして挙げられ るが、いずれにしても取組が不十分であったことは否めない。

これらの計画の高いレベルの数値指標や数値目標を達成するためには、以前の定期監査等において、計画の進行管理に関しては、結果を重視した環境白書を中心に行うのではなく、段階的に年次目標を定めて、アクションプログラム(実行計画)を策定していくべきであると要望した経過があるが、新たに策定される二つの計画についても、その目標が達成され、本市の環境問題が改善されることを念願し、依然と全く同様な要望をしておきたい。

また、地球環境問題を全市的な課題に位置づけ、全職員が一丸となってこの計画に掲げられた諸施策を市民とともに推進していくためにも、この計画の意義について、全職員や市民に周知・徹底を図っていく必要があると思われる。

(2) 塩尻市新エネルギー設備及び省エネルギー設備設置費補助のうちのソーラー発電システムについては、以前の定期監査等において、国による固定価格買取制度がスタートしたことを踏まえ、この補助金のあり方を早急に検討するように要望した経過があるが、本年度をもってこの補助を廃止し、木質バイオマス等の地域資源を活用した地産地消のエネルギーの普及促進や各家庭での省資源・省エネに努めることになった。

ソーラー発電システムへの補助の見直しについては、遅きに失した感もあるが、塩尻 市環境基本計画後期計画において、「新エネルギーの利用促進」は、市が展開する重要施 策のひとつであり、この補助金がこの施策の中心に位置付けられていたため、やむを得 なかったものと思われる。

また、目まぐるしく時代が変動するなかで、5年という計画期間中に大きな動きがあった場合は、適時に計画の見直しを行う必要があるように思われる。

(3) 平成17年10月に家庭ごみの有料化が実施されたときから、2歳未満の乳幼児や障害者等がいる家庭の生活における激変や混乱を防ぐことを目的に、「もえるごみ指定袋」の無償支給制度が創設され、実施されてきている。

これについても、以前の定期監査等において、有料化されてから約9年が経過するなかで、有料化による激変や混乱を防ぐといった所期の目的は、既に達せられているので、この制度のあり方を検討すべきであると要望した経過がある。

全庁的にこの制度のあり方を検討をしたうえで、仮にこの制度を継続していく必要があるとするならば、これを子育て支援施策や障害者福祉施策として位置付け、本来これらの施策を所管する課等で予算付けし、実施していくべきであると考える。

(4) 旧市部と比較すると、楢川地区にはごみステーションの設置数が多く、ごみ収集業務が非効率的であることが、合併当時から問題視されてきた。

地元対応もあり、一朝一夕には解決しない問題であることは十分に理解するが、今後も、たとえ困難であっても、ごみステーションの統合等による楢川地区のごみ収集業務の効率化に、引き続き取り組んでいっていただきたい。

○ 市 民 課

分掌事務は、「市民係」が住民基本台帳、戸籍、印鑑登録及び印鑑登録証明書の交付、埋火葬の許可及び斎場の利用許可、住民実態調査、住居表示及び住居表示審議会、破産者、成年被後見人、被補佐人及び犯罪人名簿、自衛官等の募集に関することなど、「国保年金係」が国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療に関することなど、「くらしの相談係」が市民相談、外国籍市民の生活相談、消費者行政、消費生活センターに関することなどである。

また、当課においては、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計を所管している。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 本年度から、市民の消費生活の安全の確保のため、塩尻市消費生活センターが設置され、その所長を市民課長が務めることになった。

今後は、消費者安全法に基づく苦情相談、苦情の処理、情報収集等は、国や県と連携するなかで、この消費生活センターが担うことになる。

これにより、本市の消費者行政が、さらに前進することを望むものである。

(2) 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する基盤づくりを目的として、平成25年5月31日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)及び行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)が公布された。

これにより、住民票を有する全ての国民に一人につき一つの個人番号(マイナンバー)が付され、社会保障、税、災害対策等の分野で効率的に情報が一体的に管理され、複数の行政機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるようになるとのことである。

平成27年10月から、段階的に住民票を有する国民の一人一人に12桁の個人番号(マイナンバー)が通知されることになっているが、この通知は、原則として市区町村から住民票に登録されている住所あてに通知カードを送るとされているので、本市においては、おそらく市民課が直接の担当となるものと思われる。

この通知カードの発送業務等については、情報推進課と連携を図るなかで、専門職員の配置、機器の導入、窓口レイアウトの変更等について万全の準備体制を整えて、混乱や誤りのないように対応していただきたい。

(3) 本年度も、転入、転出等に伴う異動手続などで窓口が混雑する3月後半に、土、日曜日の開庁の実施が予定されているとのことである。

休日出勤する一部の職員も、繁忙な時期で大変であると思うが、市民ニーズが最も高い時期に限定して、行政サービスの向上を図るこの取組については、評価をするものであり、この取組は、今後も継続していっていただきたい。

なお、休日開庁時における防犯対策については、特に留意していただきたい。

(4) 国民健康保険事業については、9月末現在の被保険者数は17,268人で、これを前年同期と比較すると、344人(1.95%)の減となっている。この被保険者数の減少は、長野県内の雇用情勢が上向き傾向にあり、就職を理由とした国民健康保険から健康保険等の他の医療保険への移行が進んでいるように思われる。

本年9月末時点における国民健康保険税の現年度課税分の収入済額は427,118千円で、 これを前年同期と比較すると、4,844千円(1.15%)の増となっている。

また、同時点における現年度課税分の国民健康保険税の収納率は26.43%であり、前年同期と比較すると、0.97ポイントの増となっている。被保険者間の税負担に不公平が生じないように、収納課と協力して、収納率の一層の向上に努めていただきたい。

その一方で、本年9月末時点における保険給付費の支出総額は2,120,843千円であり、これを前年同期と比較すると、66,823千円(3.25%)の増となっていて、年々増加傾向にある。

これについては、健康づくり課等と連携するなかで、後発(ジェネリック)医薬品の 普及促進を図ること、本来の特定健康診査等の保健事業を推進することなどにより、保 険給付費等の支出抑制に努めていただきたい。

(5) 近年の国民健康保険事業特別会計の財政悪化により、平成25年2月に、前年度から平成29年度までの5年間を対象とした「塩尻市国民健康保険事業財政健全化指針」が策定された。

この指針では、平成29年度までの間は、一般会計からの財政支援のための特別な繰入れを継続したうえで、国民健康保険税の税率改定(引上げ)や適正賦課と収納対策、医療費の適正化対策と保健事業の推進、その他歳出事業費の削減等により、財政運営の健全化を図ることとしている。

この指針に基づいて、前年度においても、一般会計から135,000千円の財政支援のための特別な繰入れが行われ、財政基盤の安定を図るために国民健康保険事業財政調整基金に100,073千円余の積立が行われた。

以前の定期監査等でも所見を述べたが、財政運営が悪化しているにもかかわらず、前年度までの6年間も税率の改定を行わず、一般会計からの財政支援のための特別な繰入れでしのぐという、場当たり的な財政運営によるつけの解消には、相当な時間を要するものと考えられる。

仮に財政運営が、この指針の推計よりさらに悪化するようならば、前回の税率改定のときの苦労を教訓にし、傷が浅いうちに対策を講じることが、結果的には被保険者の利益にもつながることになると思われるので、今後は、早めに対応をし、財政運営が着実に健全化に向かうことを、強く望むものである。

(6) 後期高齢者医療事業については、本年9月末現在の被保険者数は8,819人で、これを前年同期と比較すると、64人(0.73%)の増となっている。このように、被保険者数が年々着実に増加してきていることから、本市においても、少子高齢化の波が着実に押し寄せてきているものと思われる。

本年9月末時点において、後期高齢者医療事業特別会計の歳入に係る後期高齢者医療 保険料は199,238千円で、歳入全体に占める比率は72.13%であり、また、同特別会計の 歳出に係る広域連合納付金は199,204千円で、歳出全体に占める比率は96.28%となっている。

○ 健康づくり課

健康づくり課の分掌事務は、「健康支援係」が保健事務の企画等、健康診査、食生活改善の普及、歯科保健、地域医療、医師会等との連絡調整に関することなど、「保健予防係」が母子、成人、高齢者等に係る保健指導、精神保健、健康相談、医療機関との連絡調整、生活習慣病の予防、特定健康指導、感染症予防、予防接種、健康増進活動の支援に関することなどである。

また、当課においては、国民健康保険事業特別会計の一部及び国民健康保険楢川診療所事業特別会計を所管している。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 本市の少子化対策事業の主要事業のひとつである天使のゆりかご支援事業は、塩尻市 不妊治療助成事業実施要綱等に基づいて、不妊治療を行っている夫婦の経済的負担の軽 減を目的に、不妊治療に要した費用の2分の1を、1年について30万円を限度として3 年間助成を行うものであり、本年度上半期においては、29件の相談と1件の助成金の交 付が行われた。

平成17年度にこの事業が開始されてから前年度末までの9年間に、平成25年度塩尻市健康づくり報告書によると、この助成事業の対象となった親から累計で215人の子どもが誕生しているという事実からも、この事業による少子化対策の成果が、着実に上がっているものと考えられる。

(2) 平成20年度から、高齢者の医療の確保に関する法律第18条及び国民健康保険法第82条の規定より、全国の医療保険者に40歳から75歳未満の被保険者に対する特定健康診査や特定保健指導が義務づけられた。

平成24年に厚生労働省から提案された特定健康診査の受診率は、平成29年度までに60%を達成するというものであるが、本市の受診率の状況は、平成25年度塩尻市健康づくり報告書によると、37.1%と低い率にとどまっている。

本市においては、国が特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)において、この特定健康診査の対象年齢を40歳以上75歳未満としているにもかかわらず、国民健康保険事業特別会計の市単事業として、以前から30歳以上40歳未満の被保険者を対象としてきたことに加え、前年度から20歳及び25歳の被保険者を新たに対象に加えた。ちなみに、30歳以上40歳未満の被保険者の受診率は18.4%、20歳と25歳の被保険者の受診率は4.8%であり、この受診率をもってしても、これが将来

の本市の医療費の削減に大きく貢献するとは、到底考えられないものである。

国民健康保険事業特別会計の財政が悪化し、財政健全化指針を策定し、一般会計から 特別な繰入れをして財政運営の健全化を図っているなかで、この保健事業の拡充は、歳 出事業費の削減という健全化指針の項目とも矛盾している。

今後、新たに制度等を拡充する場合にあっては、財政状況、施策の整合性、具体的な 費用対効果等の検討を総合的に行ったうえで、実施するようにしていただきたい。

また、この特定健康診査等については、将来的な医療費の削減に効果があるとして国が定めた40歳以上75歳未満の被保険者の受診率をいかに引き上げるかに、今後は傾注すべきであると考える。

- (3) 現在の国民健康保険事業特別会計の財政運営が悪化している状況にあることは、前述したが、市民課等と連携するなかで、今後も引き続いて後発(ジェネリック)医薬品の普及促進を図ること、本来の特定健康診査等の保健事業を推進することなどにより、保険給付費等の支出抑制に努めていただきたい。
- (4) 国民健康保険楢川診療所の管理については、以前から全庁的な研究や検討が行われてきたが、本年度から指定管理者制度を導入し、桔梗ケ原病院などを運営する医療法人社団敬仁会に管理運営を委ねることになった。

また、両小野国保診療所の管理については、財政運営が悪化したため、元々は病院であったものを、平成21年度から診療所として運営してきたが、本年度当初に、上伊那郡 辰野町と塩尻市でつくる両小野国保病院組合は、相変わらず財政状況が好転しないことなどから新たな運営主体を誘致することを決定し、現在、長野県厚生連富士見高原医療福祉センターに運営を引き継ぐ方向で検討がなされている。

この診療所は、現在の施設が老朽化し、耐震化改修工事を行う必要があることから、現在地の近くに移転新築される予定とのことであり、新たな施設により、次年度中の診療開始を目指すとのことである。

これらの本市が直接的に関係する医療機関の管理運営方法の改善については、大いに評価をするものである。

福祉事業部

○ 福 祉 課

分掌事務は、「地域福祉係」が地域福祉、母子、寡婦及び父子の福祉、民生児童委員及び民生委員推薦会、災害救助、災害弔慰金、災害援護資金及び災害見舞金、旧軍人恩給、引揚者、戦傷病者、戦没者遺族等の援護、社会福祉施設の設置、日本赤十字社及び社会福祉法人、行旅病人及び行旅死亡人、各種福祉団体に関することなど、「生活福祉係」が生活保護の開始等の決定及び通知、生活保護者への援護及び指導に関することなど、「障害福祉係」が身体障害児及び身体障害者の更生援護及び指導、知的障害児及び知的障害者の更生援護及び指導、精神障害者の更生援護及び指導、障害者の団体に関することなど、「福祉給付係」が生活保護者への給付、医療及び費用、福祉医療費給付金、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当、重度心身障害者の福祉年金に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 児童手当については、近年の旧「児童手当」制度、「子ども手当」制度、「子どものための手当」制度という目まぐるしい変遷を経た後、平成24年度からは新たな「児童手当」制度として、所得制限以下の受給者に対して、児童が3歳未満の場合は月額15,000円、中学生以上であれば10,000円、3歳以上小学生以下の場合にあっては、支給要件児童を上から数えて3人目以降であれば15,000円、それ以外は10,000円が支給されることとなった。また、所得制限を超える者に対しては、当分の間、一律月額5,000円が特例給付として支給されることになった。

本年度上半期の状況は、6月に2月から5月分の児童手当が支給されたが、特例給付分を含めた受給者数は5,149人、支給対象となる延べ対象児童数は34,523人、支給総額は382,565千円であり、前年同期と比較すると、受給者数は55人(1.06%)の減、延べ児童数は416人(1.19%)の減、支給総額は1,735千円(0.45%)の減となった。

近年の少子高齢化の影響が、この減少傾向にも現れているように思われる。

(2) 児童扶養手当については、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童福祉の増進を図ることを目的に支給されるものである。

本年度上半期の状況は、4月と8月に児童扶養手当が支給されたが、受給者数が544人、支給対象となる延べ児童数が6,605人、支給総額が165,040千円であり、前年同期と比較すると、受給者数は増減なし、支給対象となる延べ児童数は82人(1.26%)の増、支給総額は229千円(0.14%)の増となった。

近年は、受給者数、支給対象児童数及び支給総額ともに、年々増加傾向にあったが、 本年度については、前年度との比較では、受給者数は同じ、支給対象児童数及び支給総 額は微増に止まった。

(3) 福祉医療費給付事業については、心身障害者、乳幼児、小・中学校就学児童、母子家庭の母子、父子家庭の父子等の健康の保持及び生活の安定を図ることを目的に行われるものである。

本年度上半期の状況は、受給資格者が13,075人、延べ給付件数が90,127件、給付総額が196,451千円であり、前年同期と比較すると、受給資格者数は331人(2.60%)の増、延べ給付件数は1,531件(1.73%)の増、給付総額は803千円(0.41%)の増となった。

平成24年度から受給資格者の範囲が乳幼児及び小学校就学児童から中学校就学児童にまで拡大されたことなどにより、当該年度以降の給付総額は、毎年10%を超える大幅な増加傾向にある。

この受給資格者の範囲拡大等による福祉医療制度の拡充が、その一方で、本市の国民 健康保険事業特別会計の危機的な財政運営を、更に圧迫する一因となっていることも事 実であり、今後は、双方の事業の均衡に、一層の配意をしていく必要があると思われる。

(4) 生活保護扶助費については、憲法第25条に規定された生存権の理念によって制定された生活保護法に基づいて、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的に支給されるものである。

本年度上半期の状況は、被生活保護世帯が231世帯、被生活保護人数が314人、支給総額が229,550千円であり、これを前年同期と比較すると、被生活保護世帯が10世帯(4.15%)の減、被生活保護人数が25人(7.37%)の減となっている一方で、支給総額は7,531千円(3.28%)の増となっている。

この生活保護費については、平成22年に実施された会計検査院の実地検査において、1件(1世帯)の不正受給が指摘され、国庫負担金を約3,633千円返還させられたことがあったが、この事例を含めた不正受給等に係る返還金額が、前年度において、対象人数が77人、金額が22,475千円余となっているので、この債権管理に万全を期すとともに、債権回収の強化を図るよう強く要望するものである。

(5) 本年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、国(厚生労働省)は、臨時的な措置として、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金という二つの制度を新設した。

臨時福祉給付金は、本年度の住民税が課税されていない者を対象に、1人につき10,000 円を支給するもので、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者や児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者に対しては、1人につき5,000円を加算するというものである。

また、子育て世帯臨時特例給付金は、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。)の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者に対し、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。)の対象となる児童1人につき10,000円を支給するものである。

本市においては、本年度の上半期において、臨時福祉給付金にあっては、6,436人の対象者に87,491千円を支給し、子育て世帯臨時特例給付金にあっては、6,211人の対象者に65,184千円を支給した。

あわただしく新設された制度への対応であったが、大きな問題もなく作業が終了した ことについては、大いに評価をするものである。

(6) ふれあいセンター洗馬に次ぐ、本市で2カ所目となるふれあいセンター広丘の建設

工事が7月に着工となり、平成27年3月には竣工し、指定管理者制度を導入して次年度から運営が始まる予定とのことである。

ふれあいセンター広丘は、本市の北部圏域(広丘地区、吉田地区、高出地区及び片丘地区)で暮らす市民の地域福祉活動を推進する拠点施設として、子どもから高齢者までのふれあいの場を提供し、交流を促進するとともに、市民の自主的な福祉に関する活動を支援するために設置されるものであり、その施設の特徴としては、暖房に信州F・パワープロジェクト事業に関連する木材加工施設から出るおが粉を利用した品質の良い木質ペレットを使うボイラーを導入するとのことである。

このふれあいセンター広丘が、本市の北部圏域の地域福祉の推進に大いに寄与することを、心から期待するものである。

〇 長 寿 課

分掌事務は、「高齢支援係」が高齢者福祉施策の企画及び調整、高齢者の生きがいづくり、高齢者の在宅生活支援、家族介護者支援、老人クラブの育成及び指導、敬老行事及び祝金品、老人福祉センター等、養護老人ホームへの入所者負担金等の徴収に関することなど、「介護保険係」が介護保険事業計画、介護保険の被保険者の資格管理、介護保険の保険料、介護保険の給付、介護保険の認定調査、高齢者の施設の整備、地域密着型サービス、養護老人ホームへの入所に関することなど、「介護予防係」が介護予防一次及び二次予防事業、地域支援事業の包括的支援、地域包括支援センターに関することなどである。

また、当課においては、介護保険事業特別会計を所管している。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 本年度は、第5期介護保険事業計画の最終年度となるため、現在、塩尻市いきいき長寿計画(老人福祉計画・介護保険事業計画)の見直しが行われ、そのなかで、次年度から平成29年度を対象期間とする第6期介護保険事業計画の策定作業が進められている。本年6月25日に、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布され、そのなかで介護保険法の一部が改正され、段階的に施行されることになった。

このような国の動向のなかで、第6期介護保険事業計画の策定作業が行われたわけであるが、この事業計画は、介護保険法第117条の規定により、本市における次年度から平成29年度までの各年度の介護保険の受給者数、介護サービス量等を見込むものであり、また、この計画により見込まれた介護サービス量等に基づいて、同法第129条第2項の規定により、計画期間中の介護保険料を算定することになっているものである。

この第6期介護保険事業計画においては、計画期間中の介護保険料の基準額は61,200円(年額)とし、介護保険支払準備基金の活用等により、保険料の引き上げを行わない方向で検討が進んでいるとのことである。

(2) 介護保険事業については、本年9月末日現在の要支援・要介護認定者数は2,995人で、前年同期と比較すると、27人(0.91%)の増となっている。

また、本年7月分のサービス利用者は2,755人で、その内訳は、居宅介護サービス利用者が1,332人、介護施設サービス利用者が449人、地域密着型サービス利用者が272人、介護予防サービス利用者が702人となっている。これを前年の7月分と比較すると、サービス利用者全体では39人(1.44%)の増となっているが、居宅介護サービス、地域密着型サービス及び介護予防サービスの利用者が増加している一方で、介護施設サービス利用者は、34人(7.04%)減少している。

(3) 介護保険料の現年度分に係る9月末現在の収入済額は515,944千円であり、調定額に対する収納率は47.50%となっている。これを前年同期と比較すると、収入済額は18,865 千円(3.53%)の減と、収納率は3.36ポイントの減となっている。

また、介護保険料の滞納繰越分に係る9月末現在の収入済額は1,869千円であり、収納率は7.75%となっている。これを前年同期と比較すると、収入済額は599千円(47.14%)の増と、収納率は2.01ポイントの増となっている。

少子高齢化社会の到来を迎え、介護保険料の調定額が年々増加しているなかで、高い 収納率を維持していくことの困難さは、十分に理解しているが、この制度を破綻させな いためにも、今後も引き続いて高い収納率を維持するよう努めていただきたい。

(4) 数年前に本市内にある地域密着型サービス事業所による介護報酬の不正請求が発覚 したことを受けて、以前の定期監査において、指導体制やチェック体制を強化、徹底す るなど、再発防止策を講じるよう要望した経過がある。

今後も、事業所への指導を強化し、ケアプラン点検等の徹底を図るなどにより、再発防止に万全を期していただきたい。

(5) 本年度上半期の社会福祉センターの利用者数は8,538人で、前年同期と比較すると、 596人 (7.50%) の増となっている。

なお、平成22年度にこの施設において大規模な重油の漏洩事故が発生してしまったが、 この対策として、本年度も前年度に引き続いて施設の周辺に設置した観測井戸において、 経過観察を行っている。

その結果については、平成23年12月以降は、計測できるまでの重油は観察されていないとのことであったが、いずれにしても、この事故の最大の要因は、この施設の老朽化にあったと考えられるので、この施設の今後のあり方を検討し、廃止を含めて方向付けをすべき時期が到来していると思われる。

経済 事業部

○ 農 林 課

分掌事務は、「農業振興係」が農業振興計画、農業振興地域の整備、農業の調査及び統計、 農畜産物の生産振興、家畜の感染症予防及び衛生指導、農業災害、農業振興資金及び制度資金、農業の担い手育成及び連絡調整、農業団体の育成及び連絡調整に関することなど、「農政係」が農業再生に関すること、「農村整備係」が農業構造改善事業、農村環境整備、土地改良事業の企画調査、設計及び施行、土地改良事業に関連する事業の調整及び施行、土地改良事業施行の事業主体等の指導、共同施行等による土地改良事業認可等、中信平総合開発事業、農業用施設の調査及び台帳の整備、農業用施設の計画、設計、施行及び施設の維持管理、農業用施設の防災及び災害復旧、農業用水の水利調整、地籍調査に関することなど、「林務係」が林業の振興、市有林の維持管理、財産区有林及び民有林の経営指導、保安林及び治山、官行造林等分収集林事業、林道の新設、改良、維持等、森林整備計画、森林組合、林業団体の育成指導、森林災害及び森林保険、特用林産物の生産指導、鳥獣の捕獲又は飼養の許可、鳥獣保護及び狩猟に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 農林水産省は、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を取りまとめ、本年度から本格的に農業の構造改革に取り組むことになった。

このプランは、「農地中間管理機構の創設」、「経営所得安定対策の見直し」、「水田のフル活用と米政策の見直し」及び「日本型直接支払制度の創設」の四つの農政改革を進め、創意工夫に富んだ農業者が存分にチャレンジできる環境を整備するとともに、地域一体となって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食料次牛率の向上と食料安全保障を確立し、「強い農業」を創りあげることを目的に策定されたものである。

この大きな農政改革を、農業協同組合等と連携するなかで、本市の農業者に十分に理解してもらい、有効活用ができるように、説明会を開催する等により周知に努めていただきたい。

(2) 本年度の農業再生プロジェクト推進事業は、農産物域内流通網構築分野においては、 上半期の学校給食における市内農産物利用率(重量ベース)は、野菜が38.1%、果物が 31.1%で、前年同期と比較すると、野菜が1.4ポイントの減、果物が12.0ポイントの増 となった。また、JA洗馬担当のコーディネーターの増員、機能性成分分析調査が開始 されたほか、6月のひょう害の発生時には、「ガンバレタスキャンペーン」を行い、農 家を支援した。

ぶどう・ワインの振興分野においては、5月に塩尻ワイン大学が開講され、6月に法

律の規制が緩和される構造改革特別区域(ワイン特区)に認定された。塩尻ワイン大学は、塩尻から日本ワインを牽引する人材を養成し、産地の維持と地域ブランド力の強化を図るために、本年度から開講されたものであり、また、ワイン特区は、小規模ワイナリーなどが設立しやすい環境を整え、ワイン産業振興やぶどう、果樹、果物生産振興を図るためのものである。塩尻ワイン大学の開講やワイン特区認定は、ワイン産地塩尻のアピールに大いに貢献したものと評価をしたい。

農産物等生産振興分野では、農業イノベーションの促進のため、栽培技術の向上や農産物の品質向上に向け、圃場センサーによる環境計測データの集積が開始され、また、 先進地への視察が行われた。

大豆プロジェクト分野では、5月に「あやみどり味噌」が発売され、大豆栽培を通じて、遊休荒廃農地の発生予防、地産地消の促進、第6次産業化の推進等が図られた。

これら四分野にわたる農業再生プロジェクトが、それぞれの課題を解決して進展することにより、本市の農業再生が実現することに大いに期待をするものである。

また、遊休荒廃農地の解消については、農業委員会や農業公社と連携を図り、その一層の解消に努めていただきたい。

(3) 土地改良事業、圃場整備事業等により整備されてきた本市の農業水利施設の多くは、 老朽化が進み、それにより、機能も低下傾向にあるため、従来の破損箇所の発生に伴う 修繕から、計画的な施設更新や修繕へ転換すべき時期が到来している。

平成24年度及び前年度に実施したため池の耐震性調査により、みどり湖と沓沢湖は、耐震性が不十分であることが判明し、本市の水道事業の水源池としても利用してきた沓沢湖については、本年度からその利用を取り止めたが、みどり湖等については、改修の目途が立っていない。

施設更新等には、多額の予算を必要とするため、今後は、限られた予算の中で、いかに計画的に、効率的かつ効果的に施設更新、修繕又は廃止を行っていくかが大きな課題となるので、これについて、具体的な検討を始める必要があると思われる。

(4) 農作物自給率向上事業については、平成22年度から農業者戸別所得補償制度のうちの 米の所得補償交付金、水田活用の所得補償交付金、米価変動補てん交付金等からなる米 の戸別所得補償がモデル事業として開始され、平成23年度からは、畑作物の戸別所得補 償を加えて本格実施されることになった。

この農業者戸別所得補償制度は、主要農産物の生産に要する経費と販売価格との差額を基本とする交付金を支給する制度であり、これにより、本市における本年度の米需給調整達成率は101.0%となった。

(5) 農作物等災害対策事業において実施している有害鳥獣対策は、クマ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ハクビシン、カラス等による農業生産者への経済的な損害の発生等を、未然に防止するための事業である。

本年度の上半期においては、熊の出没が多く、従来は目撃情報がなかった市街地にも 出没し、人身被害が2件発生した。

これを受けて、農林課を中心に巡回パトロールの強化や捕獲檻を設置するなどの緊急対応がなされたが、有害鳥獣が出没しにくい森林や里山の環境整備、個体数調整等について、関係機関と一層連携して推進していく必要があると思われる。

(6) 森林等整備維持管理事業は、森林の再生、林業の振興を目的とした森林整備を推進 又は促進するため、「森林資源の活用調査・路網計画の見直し」、「森林の集約化」、「森林 の経営計画の策定」及び「施業」のサイクルを市内各地で展開するものであるが、いったん市民の気持ちが離れてしまった森林は、相続がなされていない箇所、地積測量図が存在しない箇所等が多く、所有者の特定や境界の確定に大きな課題がある。地元などの協力を得ながら、地道に進めていく必要があると思われる。

この事業のなかで、本年度の9月に開始した「山のお宝ステーション事業」には、第1回目が13.1トン、第2回目が8.4トンの間伐材が持ち込まれたとのことであるが、今後は、この事業等の推進により、市民が森林や林業に関心を持ち、さらには林業経営が可能となるまでに発展することに、また、林業経営に若干の光明が見えてくれば、閉塞状態にある現在の洗馬財産区や宗賀財産区の経営にも、別な展開が生じてくることに、大いに期待するものである。

(7) 農林課においては、塩尻市有害鳥獣駆除対策協議会、塩尻市農業再生ネットワーク会議、塩尻市みどりの募金推進会議及び市民の森林づくり実行委員会といった多くの外郭団体等の会計を担当の職員が取り扱っているので、引き続き支出に対するチェックの徹底を図るなかで、通帳や印鑑の保管、適正な支出等に万全を期していただきたい。

○ 商 工 課

分掌事務は、「工業振興係」が商工業の総合調整、工業の振興、漆器業、工業団体の指導等、企業立地、中小企業の育成及び創業支援、制度資金の融資あっせんに関することなど、「商業労政係」が商業の振興、商店街振興組合その他商業団体の指導等、創業支援、労働事情の調査研究、雇用促進、勤労者の福祉対策、勤労青少年ホームの管理運営、市営駐車場の管理に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 中小企業融資あっせん事業については、本年度上半期の市制度全体の融資件数が 117 件、融資金額が 803,641 千円であり、前年同期と比較すると、融資件数は 19 件(19.39%) の増と、融資金額は 74,169 千円(10.17%) の増となっている。

この内訳を見ると、経営安定資金は、件数、金額ともに減少し、特別小口資金及び中 小企業振興資金の設備資金及び運転資金は、件数、金額ともに増加していることから、 また、ハローワーク松本管内の有効求人倍率が上昇していることなどからも、本市 内の景気動向は、まだまだ厳しい状況下にはあるものの、底は脱しつつあるように 思われる。

(2) 地域産業振興推進事業の商工業振興対策事業補助金については、本年度上半期に延べ 9社に、18,836千円の交付決定がなされ、また、塩尻商工会議所や塩尻市振興公社を経 由して商工業振興対策事業補助金を交付する商工業振興対策事業負担金については、本年度上半期に延べ28社に、11,019円の交付決定がなされた。

- (3) 以前の定期監査等において、塩尻商工会議所と塩尻市振興公社への補助金又は負担金について、類似する内容のものがいくつかあるので、該当事業の実施内容や補助対象を明確に把握し、区分して予算計上を行うよう要望した経過があるが、本年度の予算においては、これが改善された。
- (4) 前年度末をもって、塩尻高等職業訓練校が閉校となった。本市が発足するより前の昭和27年に、筑南技能者共同養成所として開校されて以来、社会の要請に応え、土木、木造建築、水道配管などの技能者の養成に大きく貢献してきた塩尻高等職業訓練校であるが、その後の社会情勢の変化等により年々訓練生が減少し、今回、62年間の歴史に幕が引かれた。
- (5) 前年度からの繰越明許分の事業である塩尻勤労者体育センター耐震改修工事は、本年度の4月に入札が行われて施工業者が決定し、着工した。10月に竣工する予定である。この勤労者体育センターに併設する勤労青少年ホームについては、現在、本市内のNPO法人を指定管理者としていて、その管理運営については、相当に評判がいいことは承知しているが、この施設も老朽化が進んできているので、施設改修を含めた勤労青少年ホームの今後あり方を検討し、方向付けをすべき時期が到来していると思われる。
- (6) 塩尻・木曽地場産業振興センターの運営については、以前の定期監査等において、 毎年40,000千円の補助金が出ているうえに、資金繰りに余裕があるときであっても、 恒常的に40,000千円の貸付けが4月当初に行われ、3月末に返却さていることにつ いて、改善を要望した経過があるが、現在は、予算額が半額の20,000千円となり、 また、同センターが必要となった場合に、その都度貸付けが行われるように改善さ れている。

なお、同センターの施設についても、建築から20年が経過して老朽化が進んできているので、施設改修を含めた同センターの今後あり方を検討し、方向付けをすべき時期が到来していると思われる。

○ ブランド観光課

分掌事務は、「ブランド推進係」が地域ブランド構築支援、その他地域ブランドに関することなど、「観光振興係」が観光宣伝、観光施設の管理運営、観光振興ビジョン、地場特産物の振興、観光資源の保護及び開発、観光事業の振興及び観光団体の指導に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 本年度上半期の地域ブランド推進事業においては、塩尻ワイン消費拡大と市民へのワイン文化の定着を目指し、4月に塩尻ワインの日1周年記念イベントを、5月にワイナリーフェスタを開催した。

さらに、塩尻ワインの知名度を上げるため、東京アンテナショップ(塩尻醸造所(仮))においては、4月にオープニングレセプションを、6月に長野県原産地呼称管理制度認定ワインお披露目会を、6月から9月にかけて産直市場を4回、9月にワインセミナーを開催した。

名古屋市においては、6月に名古屋テレビ塔下に1カ月間限定のワインバーを開設したほか、7月にFM愛知とタイアップして「期間限定アンテナショップ」(6日間の来場者数約1,500人)を開設した。

また、7月から8月にかけての4日間、塩尻駅前公園で「THE山賊焼サマーフェスタ 2014」を実施した。

地域産品の販売促進及び観光PR活動では、5月に静岡県袋井市で開催された「B級グルメグランプリinエコパ」に、9月に滋賀県湖南市で開催された「あげあげサミット2014」に、同じく9月に富山県射水市で開催された「富山グルメランドin射水」に参加した。

下半期においても、上半期と同様に多くの事業が計画されており、積極的な事業展開が図られている。

(2) 本年度上半期の観光振興事業においては、本年度の特別企画である「塩尻四宿400年記念事業」のうち、4月に奈良井宿スケッチ大会が、8月に学習発表会と展示会・街道スケッチ展が開催された。下半期においては、10月に洗馬宿の日と四宿で皇女和宮下向行列が、11月に本山宿の日と塩尻宿の日が予定されている。

観光利用者統計によると、本年1月から9月までの奈良井宿への入込客数は389,700人で、前年同期と比較すると54,774人(12.32%)減少している。平成23年4月からの半年間に放映されたNHKの連続テレビ小説「おひさま」の効果により、平成23年度は入込客数が大幅に増加したが、それ以降は年々減少傾向にある。しかしながら、「おひさま」が放映される前の平成22年度同期の入込客数(265,100人)と比較すると、本年同期の入込客数は124,600人(47.00%)の増となっている。

この奈良井宿への入込客数については、テレビ放映の誘客効果が、いかに大きなものであったかを思い知らされたところであるが、本年度においても、「おひさま」の放映以前の状況に完全に戻ってしまうということはなく、一安心している。このテレビ放映の効果を、一時的な現象で終わらせないよう、今後も、積極的かつ継続的に誘客事業に取り組んでいっていただきたい。

その一方で、隣接する木曽平沢への入込客数は53,700人で、前年同期と比較すると8,914人(14.24%)減少していて、こちらについては、平成22年度同期の入込客数(109,400人)と比較しても55,700人(50.91%)の減となっている。

奈良井宿への入込客が、奈良井宿の観光だけにとどまり、木曽平沢への誘客に結びついていないことが、このデータからも伺えるので、今後、関係する他課等と連携するなかで、奈良井宿から木曽平沢への観光客の流れを創ることを研究していただきたい。

また、現在、近隣の松本市や安曇野市が積極的に取り組んでいるインバウンドツーリズム(訪日外国人旅行)への対応についても、本市においては、他市と比較するとその取組が若干遅れているように感じるので、早急な検討や対応が必要だと思われる。

(3) 本市においては、県外からの誘客促進や観光PRのためのパンフレット作成、ホームページ、メディア等による情報発信、観光センターの運営等の多くの業務を塩尻市観光協会に委託し、これに対して毎年約20,000千円の観光事業委託料を支出している。

塩尻市観光協会の運営については、本市からの委託料等に依存する比率が、近隣他市と比べて高いので、以前の定期監査報告において、観光協会が独自の収益事業を開拓し、それによって自立の方向に進むような研究を行うように要望した経過があるが、今後も、この研究を継続していっていただきたい。

(4) 以前の定期監査において、広域観光の推進を目的とした団体が10数団体あり、その構成員がほぼ同じものがいくつかあるので、関係市町村と連携を図るなかで、団体の統廃合についての研究を始めるよう要望した経過があるが、平成25年度末に本市、松本市、安曇野市、山形村及び朝日村の5市村で構成されていた日本アルプスサラダ街道協議会が解散し、日本アルプス観光連盟に事業の一部が引き継がれることになった。

この統廃合については、相応の評価をするものであるが、今後も、経済性、効率性や 戦略性の観点から、広域観光団体の統廃合に向けての具体的な研究を継続していってい ただきたい。

(5) 観光振興イベント推進事業については、各種イベント等の実行委員会への負担金の支出が主な内容となっている。

本年度上半期においては、7月26日(土)に第39回市民フェスティバル塩尻玄蕃まつりが、8月3日(日)に第61回高ボッチ高原観光草競馬大会が実施された。

市民フェスティバル塩尻玄蕃祭りについては、午後1時からの第1部では、GEMBAよさコン2014、浴衣姿のコンテスト「ゆかたんぴっく」などが行われ、午後6時からの第2部の塩尻玄蕃おどりには、57連で3,000人以上の参加があり、盛況であった。

高ボッチ高原草競馬サマーフェスティバルについては、「2014午年記念杯」、「信州山の 日制定記念杯」及び「谷中公一特別杯」の三つの記念特別杯が設けられたが、参加馬数 が87頭、観客数が約7,200人で、参加馬数、観客数ともに、前年を若干下回った。

また、新規事業として9月に「北緯36度線そばサミットin長野」が開催された。これは、そばによる地域振興を考えることを目的に、そばがおいしい地域を自認する北緯36度線沿いの6県のそば打ち愛好家団体代表らを招き、パネル討論などでそばの魅力を語り合うイベントであり、約420人の参加者があった。

(6) 現在、観光課が管理している観光施設等は、広範囲に存在し、その数も多く、年々老朽化が進んできている。観光施設、観光看板等の老朽化は、本市のイメージ悪化に直結する部分もあるので、従来の破損箇所の修繕から、計画的な施設更新や修繕へ転換すべき時期が到来しているように思われる。

また、施設の管理、更新、修繕等については、多くの人的資源や多額の予算を必要とするため、今後は、限られた人員や予算の中で、いかに計画的に、効率的かつ効果的に施設の管理、更新、修繕等を行っていくかを、具体的に検討していく必要があると思われる。

(7) 地域ブランド推進活動協議会、「ワインと語る夕べ」実行委員会、日本アルプスフェス 実行委員会、高ボッチ高原観光草競馬大会実行委員会及びぶどうまつり実行委員会の 五つの外郭団体等の会計を担当の職員が取り扱っているので、引き続き支出に対する チェックの徹底を図るなかで、通帳や印鑑の保管、適正な支出等に万全を期していただ きたい。

○ FPプロジェクト推進室

分掌事務は、信州FPプロジェクトの推進に関することである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 産学官連携体制のもと、林業再生と再生可能エネルギー利用の先進的モデルの実現を目指す「信州FPプロジェクト」が、平成24年度から開始されことを受け、平成25年度にFPプロジェクト推進室が設置された。

これは、このプロジェクトにおいて、本市が熱利用の検討、用地提供、地元調整等を担うことになったためであり、発電部会と熱利用部会からなる木質バイオマス推進協議会が平成25年度に設立され、平成26年度からこの協議会の事務局を、当推進室が担うことになった。

(2) 熱利用については、前記の熱利用部会等で検討した結果、農業等への直接的な熱利用は困難であり、製材時に発生するおが粉を木質ペレット燃料に加工し、移動可能な熱利用を図ることが、より現実的であるという方向性が出されたことにより、本市においても木質ペレット燃料を普及させるための取組を行うこととなった。

その第一弾となったのが、現在建設中のふれあいセンター広丘であり、同施設においては、暖房に木質ペレットを使うボイラーを導入することになっている。

しかしながら、木質ペレットは、現状においては化石燃料に比べると高価であり、これを民間施設や一般家庭に普及させるためには、木質ペレットを使用するボイラーやストーブといった設備の導入に対する補助だけでなく、導入後の維持費を低減させるための施策が必要であると考えられる。

(3) この事業による施設の整備状況については、集中型木材加工施設については、計画に基づいてほぼ順調に整備が進められているが、発電施設については、大きな遅れが生じている。これについては、速やかに地元、事業者及び本市の三者で、環境保全協定を締結することが必要となっている。

建設事業部

○ 建 設 課

分掌事務は、「総務管理係」が市道の認定、変更及び廃止、道路、準用河川及び都市公園の管理、普通河川等条例適用公共物の管理、国・県事業の調整に関することなど、「建設係」が道路の整備、準用河川及び普通河川の整備、公共土木施設災害、土木工事に係る各種調査に関することなど、「維持係」が道路、普通河川等、都市公園及び公共緑地の維持修繕、道路使用許可の協議、道路パトロール、道路の除雪、交通安全施設等の設置及び維持修繕に関することなど、「住宅係」が住宅施策、市営住宅の建設計画並びに新築及び改築、市営住宅の入退去、市営住宅の管理及び維持修繕に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 歩道整備事業については、国の社会資本整備総合交付金事業等を活用し、本年度上半期には、前年度からの繰越明許分として芦ノ田原村線の不動産鑑定委託が行われ、本年度下半期には、前年度からの繰越明許分を含めて、堰西えびの子通線、堅石通学線、君石野村線、芦ノ田原村線等に係る用地買収、補償、業務委託、改良工事等が予定されている。
- (2) 道路維持改良事業については、円滑な道路交通を確保するため、既存の市道等の維持 管理を行うものであり、本年度においても、市内の数多くの箇所で維持改良工事、維持 応急工事、舗装補修工事及び排水路整備工事を実施しているほか、道路清掃、街路樹せ ん定、重機の借上、補修用資材購入等を行うことになっている。

また、除雪対策事業については、円滑な道路交通を確保するため、市道等の除雪を行う事業である。前年度の決算審査において、本年2月上旬の大雪に係る除雪作業委託料や除雪協力助成金の支払が遅れたので、早めに補正予算を成立させ、速やかに請負業者や各区に対して支払を行うように要望した経過があるが、本年度においては、適切な対応をしていただきたい。

(3) 生活道路整備事業においては、本年度上半期には、三才山沢線外23路線の改良工事と、 国道みどり湖団地線外1路線の用地買収が行われ、本年度下半期には、奈良井地区の路 切新設、高出堀田線、三才山沢線、巾小路線外13路線の用地買収、補償、業務委託、改 良工事等が予定されている。

幹線道路整備事業においては、国の社会資本整備総合交付金事業等を活用し、本年度 上半期には、前年度からの繰越明許分の上り側道南熊井長畝線外2路線及び堅石高出線 の改良工事及び補償が行われ、本年度下半期には、前年度からの繰越明許分を含めて、 上西条跨線橋線、東山山麓線、根治垣千本原線、野村大門線、岩垂笹賀線、上り側道北 熊井線、堅石高出線、上り側道南熊井長畝線等に係る用地買収、補償、業務委託、改良 工事等が予定されている。

また、道路施設長寿命化改修事業においては、本年度下半期に、郷原橋、広丘中央陸 橋等の修繕工事、大沢川第2橋の上部工整備工事、東山山麓線等の舗装修繕工事が予定 されている。

(4) 本年度の国の道路関連事業については、国道19号九里巾交差点改良事業、同桜沢改良事業、同贄川視距改良事業が進められることになっている。

また、県の道路関連事業にあっては、県道楢川岡谷線上田バイパス整備(上田)、県道松本塩尻線(南内田)、県道原洗馬停車場線(郷原)、県道御馬越塩尻停車場線(桔梗ヶ原・太田)及び県道上今井洗馬停車場線(芦ノ田)の用地買収、改良工事等が、河川関連事業にあっては、北小野地区の川島川砂防事業(古町)及び前田川バイパス事業(上田)、楢川地区の川島沢砂防事業(平沢)、片丘地区の権現川護岸改修事業(北熊井)、小場ヶ沢護岸改修事業(南内田)及び松葉沢川護岸改修事業(北熊井)の用地測量、用地買収、改良工事等が進められることになっている。

当課においては、これらの事業の促進のため、国や県に協力して地元対応や地権者対応を行っている。

(5) 市営住宅等の管理事業においては、市営住宅(9団地・409戸)、特定公共賃貸住宅(4 団地・24戸)、定住促進住宅(2団地・18戸)、北小野若者定住促進住宅(1団地・12戸)、雇用促進住宅(1団地・80戸)及び各団地に付帯する駐車場の管理などを行っている。

なお、この市営住宅及び共同施設の管理については、平成24年度までは本市が直接 行ってきたが、前年度からは長野県住宅供給公社に代行させて行うことになった。

本年度の9月末時点における現年度分の家賃の収納率は、市営住宅が80.90%、特定公共賃貸住宅が80.11%、北小野若者定住促進住宅を含めた定住促進住宅が84.25%、雇用促進住宅が79.83%、市営住宅駐車場が79.90%で、前年同期と比較すると、市営住宅が4.27ポイントの増、特定公共賃貸住宅が2.02ポイントの減、定住促進住宅が1.48ポイントの減、雇用促進住宅が1.75%の減、市営住宅駐車場が1.49ポイントの増となっている。

この市営住宅の家賃に係る債権管理については、以前の定期監査等において、大口の 滞納者で、現在も市営住宅等に居住する者に対する明渡請求等の法的な措置を、早急に 講じるように要望した経過があるが、本年度、ようやく弁護士と相談するなかで、その 方向に向けて、動き始めているとのことである。遅きに失した感はあるものの、この動 きについては、相応の評価をするものである。

○ 都市計画課

都市計画課の分掌事務は、「街路公園係」が都市計画道路の整備、都市公園及び公共緑地の整備、区画整理事業に関することなど、「計画係」が都市計画、都市計画施設等の区域内における建築の許可、都市計画事業の認可等の告示後に建築等の制限、都市計画に係る諸証明に関することなど、「交通係」が交通安全対策、輸送対策、交通量等の調査及び統計、県民交通災害共催事業に関することなど、「建築係」が建築基準法に基づく審査及び検査、建築指導、

建築相談及び違反構築物の措置、独立行政法人住宅金融支援機構が行う住宅融資の審査事務の受託、福祉のまちづくり、建設工事に係る資材の再資源化等、景観、屋外広告物、建築物の耐震対策及び環境衛生、建築統計、建築物の長寿命化及び省エネルギー化の審査に関することでなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 本年度上半期の交通安全対策事業においては、交通安全教室等委託料3,486千円、塩 尻市交通安全協会負担金2,750千円、県民交通災害共済会費徴収報償金1,038千円等が支 出されている。

このうち、交通安全教室等委託料については、以前は塩尻市交通安全会議負担金として約8,000千円が支出されていたが、前年度からは市内外で交通安全指導や教育をするNP0法人に業務を委託したことにより、約4,500千円の経費削減を行ったものであり、この改善については、高く評価するものである。

(2) 輸送対策事業においては、地域振興バスの運行などの業務が行われている。

本年度の地域振興バスの運行業務については、片丘線、洗馬線、塩尻東線、みどり湖・東山線、宗賀線、広丘駅循環線、中心市街地循環線、塩尻北部線、楢川線及び北小野線の合計10路線で運行されており、現在では、無くてはならない市民の足となっている。

なお、平成24年度に地域振興バスの運行業務委託契約の未締結及びそれに伴う委託料の支払遅延という事故が発生してしまい、以前の定期監査等において、チェック体制の強化を要望した経過があるが、これを受けて当課内の契約事務や支払のチェック体制の強化が図られるとともに、業務委託先のうちの1社に対する支払が、以前は契約で半年ごとであったのが、本年度の下半期からは毎月に変更されるなど、いくつかの事故の再発防止策が講じられている。

(3) 都市計画道路については、以前の定期監査等において、都市計画決定されて以降、数十年間にわたって建設や改良の具体的な予定が立たず、放置状態の路線がいくつかあるので、廃止を含めて見直しを行うように要望した経過があり、その後、都市計画道路見直し等策定事業が開始された。

本年度の当該事業においては、広丘東通線及び広丘西通線を対象に、その線形、幅員等の見直しや検討が行われる予定である。

また、土地利用促進事業では、本年度において、大門・郷原(開発誘導エリア) 地区(約14ha)及び野村・桔梗ヶ原地区(約17ha)のまちづくり計画策定のための 調査が行われる予定である。

なお、このまちづくり計画は、住民主体の計画づくりによって自分たちの生活圏である身近な地域の課題を解決し、市と住民が地区の必要性に応じたきめ細かなまちづくりを推進することを目的に策定されるものである。

(4) 都市計画道路整備事業においては、国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、本年

度上半期には、前年度からの繰越明許分を含めて、広丘西通線(大門地区)、広丘東通線(野村・吉田地区)、吉田原通線及び広丘東通線(高出地区)の用地買収、補償、業務委託、改良工事等が行われ、本年度下半期には、前年度からの繰越明許分を含めて、広丘西通線(大門地区)、広丘西通線(原新田地区)、広丘東通線(野村地区)、広丘東通線(野村・吉田地区)及び広丘東通線(高出地区)の用地買収、補償、業務委託、改良工事等が予定されている。

(5) 耐震対策等事業として、簡易耐震診断、精密耐震診断及び耐震改修工事への補助金の交付を行っているが、平成24年度には精密耐震診断補助金の交付が34件で1,224千円、耐震改修工事補助金の交付が13件で7,800千円、前年度には精密耐震診断補助金の交付が21件で756千円、耐震改修工事補助金の交付が15件で8,991千円という状況であった。

また、本市は、補助住宅リフォーム補助事業を平成23年度から実施してきている。この事業は、地域の経済の活性化及び市民の住環境の向上に資するため、個人住宅等に係る200千円以上のリフォーム工事に要する経費の10分の3に相当する額(限度額100千円)の補助金の交付を行うもので、平成24年度には153件で14,962千円、前年度には269件で25,000千円という状況であった。

(6) 建築確認申請関係では、平成24年度には建築確認等申請が207件、完了検査が174件、 前年度には建築確認等申請が262件、完了検査が210件という状況であった。

○ まちづくり推進課

分掌事務は、「市街地活性化係」が中心市街地の活性化推進、北部地域のまちづくりの推進 に関することなど、「街なみ整備係」が街なみ環境整備に関することである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 平成22年度から始まったウイングロード管理事業は、中心市街地活性化事業の大門 一番町地区暮らし・にぎわい再生事業により取得したウイングロードビルの管理を行う 事業である。現在、この事業は、その管理・運営の全般を(財)塩尻市振興公社に委託し て実施している。

このウイングロードビルは、平成5年に建設されたもので、その後21年が経過し、老朽化が相当に進んできている。平成22年度のリニューアルオープン時に、ある程度の改修工事が行われたが、未改修箇所やその後の経年劣化が進んだ箇所が多く存在するので、このビルの長寿命化、省エネルギー化を図るためにも、計画的な改修工事が必要になってくると思われる。

(2) 広丘駅周辺整備事業においては、現在、国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、 東口駐車場整備工事、東口駐車場精算機設置工事、東口駐輪場整備工事及び西口駐輪場 整備工事が、本年度末の竣工を目指し、着々と実施されている。

また、本年度末までに、今後の本市の広丘地区におけるまちづくりの指針となる広丘まちづくり計画の策定が予定されている。

(3) 街なみ環境整備事業は、平沢地区の伝統的建造物群保存地区の住宅密集地において、 地区施設の整備を官民が共同で行うことにより、住環境の改善及び歴史的街なみ景観の 向上を図ることを目的とした事業であり、本年度においては、前年度からの繰越明許分 の金西町工区道路美装化工事と、中山道工区道路美装化工事が予定されている。

歴史的な美しい街なみは、着々と整備されてはいくが、近年の木曽平沢への入込客数は、年々減少傾向にある。ブランド観光課にも同様の要望をしたが、今後、関係する他課等と連携するなかで、奈良井宿から木曽平沢への観光客の流れを創ることを研究していただきたい。

市民交流センター

〇 交流支援課

分掌事務は、「企画運営係」が市民交流センターで行う事業の企画及び総合調整、市民交流センターの運営管理、証明書の交付等に係る窓口業務に関することなど、「施設係」が市民交流センター内の警備、清掃及び所施設の維持管理、図書館との連携に関すること、「市民活動支援係」が市民活動団体育成等の企画及び調整、市民公益団体等、市民参画に係る仕組みづくり、市民活動に係るサポート組織の運営、その他市民活動の支援、青少年交流、生涯学習との連携に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 本年度上半期の市民交流センター交流企画事業においては、7月5日に子育て支援イベント「おいでおいでまつり」、7月26日に「えんぱーくまつり」、8月10日に「世界一受けたいサイエンス教室」、9月6日に「野菜花き試験場を知ろう」、9月13日から15日まで「木育フェスティバル」などの11事業が行われ、約13,400人の参加があった。また、下半期においても、様々なイベントの開催が予定されている。
- (2) 協働のまちづくり推進事業のうちのまちづくりチャレンジ事業補助金については、市民の公益につながる活動を行う市民公益活動団体が、新しいまちづくりの担い手として自立することを支援するため、団体が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもので、体験型事業にあっては、補助率が10分の10で限度額が100千円、発展型事業にあっては、1年目の補助率が10分の9で限度額が200千円、2年目の補助率が10分の8で限度額が200千円、3年目の補助率が10分の7で限度額が400千円となっている。

この補助金の本年度の状況は、体験型事業にあっては、2団体に対して200千円が、発展型事業にあっては、8団体に対して2,279千円の交付が予定されている。

この補助事業については、これまでは協働のまちづくり提案公募事業と市民交流センター提案公募事業として実施されてきたが、以前の定期監査等において、それぞれの事業の類似性が高く、また、マンネリ化傾向にあるので、補助事業のあり方を再検討し、実施要綱を定めて市民に明確に示すよう要望した経過があるが、前年度末に「塩尻市まちづくりチャレンジ事業補助金交付要綱」が制定され、本年度から、内容を変えて実施していくことになった。

この改善については、やや遅きに失した感もあるが、相応の評価をするものである。

(3) 協働のまちづくり推進事業のうちのさくらフェスタ2014については、「多様な主体が協働して公共空間にまちの縁側を育む」をテーマとして4月20日に実施された。

このさくらフェスタの第1回は、行政が主体となって実施されたが、第2回からは、 市民の有志が加わって行政と市民の協働事業として実施されてきている。第10回を迎え た本年度は、33団体が参加し、参加者は約3,000人であった。

また、同事業において、市民公開型職員研修である市民のまちづくりへの参加啓発講演会が実施された。

○ 子育て支援センター

分掌事務は、子育でに関する相談及び指導、子育でサークル等の育成及び支援、子育でに関する交流事業の実施、子育でに関する情報の収集及び提供、子育で支援センターの管理運営、こども広場の管理運営、児童福祉施設との連携に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 子育て支援センター事業においては、市民交流センターにある子育て支援センターと 広丘吉田地区にある北部子育て支援センターで、未就園児童を子育て中の家庭を対象に 子育て支援を行っている。この未就園親子の交流事業での本年度上半期のプレイルーム の利用者数は、子育て支援センターが7,708人、北部子育て支援センターが5,739人であ り、前年度と比較すると、子育て支援センターは96人(1.23%)の減、北部子育て支援 センターは521人(8.32%)の減となっている。

この事業においては、未就園親子の交流事業のほかに、子育て支援講座・イベントとして「一般講座」のほかに、「はらっぱの風コンサート」、「おいでおいでまつり」及び「世界のお料理を作ってみよう」という事業を行っていて、本年度上半期においては、「一般講座」への参加者が延べ4,282人、「はらっぱの風コンサート」の参加者が256人、「おいでおいでまつり」の参加者が1,170人、「世界のお料理を作ってみよう」の参加者が28人であった。また、下半期においても、様々なイベントの開催が予定されている。

子育で情報の提供については、乳児家庭に向けてママレターを発行していて、本年度 上半期には568通の発送を行った。

(2) 中心市街地活性化事業の大門一番町地区暮らし・にぎわい再生事業の一環として、平成23年8月に、ウイングロードビルの3階にこども広場「あ・そ・ぼ」が開設された。この子ども広場事業は、未就学の親子を対象にした遊び環境の充実を図ることを目的に設置されたものである。

こども広場「あ・そ・ぼ」で展開されるこども広場事業においては、9月末時点での登録家庭数は3,243件、年度当初から9月末までの利用者数は延べ29,169人で、その利用状況については、前年同期と比較すると利用者数が若干減少してはいるものの相変わらず盛況であり、大門地区のにぎわい再生の一助になっている。

本年度上半期においては、「4周年記念イベント」、「木育フェスティバル」、「遊びの会」、

「おはなし会」、「ママ&まま交流会」などのイベントが開催された。また、下半期においても、様々なイベントの開催が予定されている。

(3) ファミリーサポートセンター事業は、子どもを預かってほしい人と、子育て経験を生かして子育て家庭を応援したいという子どもを預かれる人(サポーター)をつなぎ、地域で子育てをサポートする事業である。

本年度上半期においては、仲介業務を実施したほか、全10回のコースでサポーター養成講座を開催した。なお、9月時点のサポーター登録者数は、8人となっている。

○ 図 書館

分掌事務は、図書館法第2条に定める図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、 保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを 目的とした塩尻市立図書館の管理運営、古田晁記念館の管理運営に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 図書館事業は、市立図書館の本館を中心にして、各地区の分館等においても図書の貸出等を実施している。

前年度の総貸出冊数は延べ674,760冊で、平成24年度と比較すると22,571冊 (3.24%) の減とはなったが、本年度においても、引き続き順調な貸出冊数を堅持している。

また、前年度末の登録者数は43,702人で、平成24年度と比較すると2,745人(6.70%)の増となり、こちらは順調に増加傾向にある。

平成22年7月末に市民交流センター内にリニューアルオープンした塩尻市立図書館は、長野県立図書館の「公共図書館の概況」によると、一人当たりの個人年間貸出冊数において、平成23年度が8.3冊、平成24年度が9.8冊、平成25年度が10.1冊となり、長野県下19市の公共図書館中で連続して最上位となっていることが報告されている。

これらの数値からも、この図書館に対する市民等の期待の高さとともに、その期待に応えるため、高度なレファレンスサービスや情報サービスを提供していることがうかがえる。これについては、高く評価するものである。

今後、この高いレベルの利用状況を維持していくためには、より高度な企画力等が必要になると思われるが、今以上に市民等が親しみやすく、利用しやすいサービスの実践や課題解決型図書館の実現を目指し、引き続き努力していただきたい。

(2) 前年度の古田晁記念館の入館者は延べ510人で、平成24年度と比較すると5人(0.97%)の減となった。

入館者数については、年々減少傾向にあるので、入館者の増加を図るため、引き続き他の施設等との連携の強化を図るなかで、新たなイベントの企画、積極的なPRの実施等に努めていただきたい。

こども教育部

○ 教育総務課

分掌事務は、「教育企画係」が教育行政全般にわたる施策の企画及び立案、学校、幼稚園及び保育所の連絡調整、少子化対策、事務局及び教育機関職員の人事、教育に係る調査及び統計、教育財産の管理、奨学金に関することなど、「学校支援係」が学齢児童及び生徒の就学、児童及び生徒の通学区域、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導、教科書その他教材の取扱い、情報教育の推進、学校安全及び保健、児童及び生徒の自立支援教育、、学校に係る調査及び統計、学校予算に関することなど、「教育施設係」が学校及び児童福祉施設の建設並びに用地取得、学校施設、児童福祉施設等の維持補修及び管理に関することなど、「学校給食係」が学校給食、学校給食費の徴収に関することなどである。

また、当課においては、奨学資金貸与事業特別会計を所管している。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 前年度から学校給食費の公会計化が実施された。

学校給食費の収納実績をみると、初年度であった前年度については、小学校分と中学校分を合算した現年度分学校給食費の収入済額は352,134千円で、収納率は99.85%であった。また、本年度上半期については、小学校分と中学校分を合算した現年度分学校給食費の収入済額は136,582千円で、収納率は99.35%である。

この学校給食費の公会計化については、以前の定期監査等において、その早期実施を強く要望してきたところであるが、これが実現したことは、保護者や教員の負担軽減が図られたこと、学校給食会計の透明性の向上が図られたことなどから、高く評価するものである。

(2) 保育所施設改善事業においては、本年度、保育園2園の0・1歳児室と2園の給食調理室にエアコン設置工事が実施された。

小学校施設改善事業においては、前年度からの繰越明許分として小学校 5 校の給食調理室にエアコン設置工事が実施された。

中学校施設改善事業においては、前年度からの繰越明許分として中学校 2 校の給食調理室にエアコン設置工事が実施された。

児童館・児童クラブ施設改善事業においては、本年度、塩尻東小学校の余裕教室3室、 廊下等を改修して児童館を設置するという塩尻東児童館整備工事が実施された。新しい 施設を建設するのではなく、近接する小学校の余裕となっている教室を活用するという 今回の整備工事は、費用対効果の観点からも高く評価するものである。 (3) 学校施設非構造部材耐震化推進事業は、平成24年度から年次計画で実施されてきている。

これは、平成23年に発生した東日本大震災、長野県北部地震、長野県中部を震源とする震度5強の地震等を教訓にして、小・中学校の天井材等の非構造部材の耐震化を推進する事業であり、本年度は、小学校3校及び中学校1校の屋内運動場等について、耐震化改善工事が実施される。

(4) 塩尻東小学校大規模改修事業については、本年度は、前年度からの繰越明許分として、 校舎や体育館の内外装工事、屋根防水工事、トイレ改修工事等が実施される。

また、中学校太陽光発電整備事業については、本年度は、前年度からの繰越明許分として、塩尻中学校と楢川中学校の校舎等の屋根に、太陽光発電設備の設置工事が実施される。

(5) 平成22年7月に開館した塩嶺体験学習の家の本年度上半期の利用状況は、宿泊利用者が792人、日帰りの利用者が566人であり、これを前年同期と比較すると、宿泊利用者は141人(15.11%)の減、日帰りの利用者は70人(14.11%)の増となっている。

全体的に、利用者数は年々減少傾向にあるので、今後は、新たな事業の企画、提供するサービスの向上等に努めていただきたい。

- (6) 本年度から創設された特色ある教育活動事業交付金は、子どもたちの知力、体力、想像力及び道徳心の向上を図るため、学校が創意工夫して計画する事業に対し、本年度及び次年度の2年間、毎年2,000千円を上限に小・中学校に交付金が支出される制度である。各学校がこの交付金により特色ある教育活動を行い、それにより子どもたちの学力や体力を向上させ、地域との交流活動を促進するというねらいは理解できるが、制度設計に十分な時間がないなかで、予算案が提出されたため、平成26年塩尻市議会3月定例会における議決に際し、市議会から
 - 『1 各対象事業については、見直しを含め再度精査をし、予算執行すること。
 - 2 事業の趣旨がより生かされるよう、執行状況については常に把握すること。
 - 3 両小野小学校については、本事業の対象校になっていない。ついては児童に不利益が生じないよう管理者である辰野町と十分協議をすること。

という決議が付された経過がある。

本年度、各校から提出された対象事業のいくつかをみると、あまり特色的なものを感じなかったが、これは、各学校においても、事業内容を十分に検討する時間がなかったことが最大の要因であり、当該年度中に予定された交付金の全てを使うことを前提とし、事業を計画したためであると思われる。また、なかにはトラクターの購入を予定しているものがあったが、購入後の燃料費が予定されていないうえに、このトラクターの所有者は誰になるのか、故障した場合の修繕費はどうするのか、などの具体的な検討がなされておらず、さらにはリースとの比較もなされていなかった。

トラクターの購入を例にとれば、この支出は、本来、備品購入費から支払うべきものであり、各学校に2,000千円の予算枠を設けることはよいが、交付金のなかから各学校が任意に費用を支払うという方法は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)の趣旨からしても、あまりに安易な方法であると言わざるを得ない。

いずれにしても、新しい制度をつくる場合には、制度設計に十分な時間をかけ、また、関係者の理解を得たうえで実施することを、強く望むものである。

(7) 奨学資金貸与事業特別会計における奨学資金貸与事業については、以前の定期監査等においての要望等を踏まえて、平成24年度に一部償還免除制度の導入、入学一時金貸与制度の新設、高校生への貸与額の増額、償還期間の延長、借用書の提出時期の見直し等の制度改正が行われた。

これにより、修学が困難な者への就学機会の拡大が図られたことについては、相応の評価をするものである。

本年度の奨学資金の貸与状況は、高校生向けの育英基金にあっては4人で1,040千円、 大学生向けの大野田育英基金にあっては27人で14,920千円となっている。

なお、償還金の管理、延滞者への償還の督促等の債権管理に係る事務執行については、 今後も万全を期していただきたい。

○ 木曽楢川小学校

分掌事務は、木曽楢川小学校における児童の就学指導、施設の管理などに関することである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 本年度の9月末現在の児童数は、次表のとおりである。

	男	女	合 計	長期休暇児童数
1 年 生	11人	6 人	17人	0 人
2 年 生	7 人	4 人	11人	0 人
3 年 生	3 人	7 人	10人	0 人
4 年 生	9 人	8 人	17人	0 人
5 年 生	8 人	13人	21 人	0 人
6 年 生	12 人	10人	22 人	0 人
合 計	50人	48人	98人	0 人

総児童数は98人で、前年度と比較すると4人(3.92%)の減となった。 また、次年度の総児童数、90人を下回る見込みとのことである。

(2) 本年度の9月末現在の教職員数は、次表のとおりである。

	正	規	教 職	員			臨時·嘱	託 教 職 員	
校長	教頭	教職員	事務職員	栄養士	給食調理員	県費講師	市費講師	図書館事務	給食調理員
1人	1人	9人	1人	1人	2人	0人	2人	1人	2人

※ 正規の教職員うち、育児休業中の者はいない。

なお、本市においては、自校給食を原則として実施してきているが、楢川地区の小・中学校については、合併前の旧楢川村時代の昭和45年から現木曽楢川小学校内にある給食センターが給食調理業務を実施し、楢川中学校へ配食するという給食形態が、合併以後も継続されている。

(3) 当小学校は、平成19年4月に旧贄川小学校と旧楢川小学校が統合し、旧楢川小学校の校舎を使用して新たに木曽楢川小学校として発足した経過があるが、同様に平成22年度に旧贄川保育園と旧楢川保育園が統合されて新たに楢川保育園として発足したこともあり、この地区の児童や生徒は、保育園から中学校までの12年間以上を、同じ集団で生活せざるを得ない状況になっている。

何かトラブルがあったり、人間関係がこじれたりしたときには、その解決や修復が困難であるとのことであった。

- (4) 公会計化後の給食費は、多額かつ悪質な未納者に対して、教育総務課と学校が連携して対応することとされているが、当小学校においては、現在、該当する者はいない。 当小学校としては、この学校給食費の公会計化によって教員等の負担軽減が図られたことについて、高く評価するとのことであった。
- (5) 学年費、旅行貯金、就学援助費の一部等を現金で一時保管しているケースがあるので、 間違いが発生しないためにも、校内のチェック機能の強化を図るなかで、現金の校内保 管が長期化しないように努め、また、通帳や印鑑の保管、適正な支出等に万全を期して いただきたい。

○こども課

分掌事務は、「こども応援係」が就学前教育、保育所の入退所及び保育料、子育て支援、児童の福祉、幼稚園の運営補助、青少年健全育成、児童館及び児童クラブの運営、放課後児童対策、青少年補導センター、青少年施設に関することなどであり、「保育係」が保育所の運営、保育の実施、保育所の給食、保育所、幼稚園及び学校との連絡調整に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 保育所運営事業において、本年9月1日時点における市立保育園15園及び民間保育園2園の総園児数は1,710人であり、これを前年同期と比較すると、34人(1.95%)の減となっている。

また、多様な保育ニーズに対応するために市立保育園で特別保育を実施しているが、

その内訳は、長時間保育が16園、休日保育が1園、一時的保育が5園、低年齢児保育が15園、障害児保育が17園となっている。

本年9月1日時点での長時間保育登録者数は647人(前年同期比77人(13.51%)の増)、低年齢児保育利用児童数は449人(前年同期比89人(24.72%)の増)、障害児保育における個別配慮児童数は159人(前年同期比46人(40.71%)の増)である。また、障害児保育を実施するために加配保育士を配置しているが、これが9月1日時点で74人(前年同期比と同じ。)となっている。

本年度上半期の休日保育利用児童数は延べ31人(前年同期比14人(82.35%)の増)、一時的保育利用児童数は延べ1,134人(前年同期比25人(2.16%)の減)である。

(2) 保育料の収納状況については、本年9月末時点における現年度分収納率は97.24%で、前年同期と比較すると2.23ポイントの減となっている。また、滞納繰越分収納率は16.65%で、前年同期と比較すると21.33ポイントの減となっている。

調定額が減少しているなか、保育料の収納率が現年度分及び滞納繰越分ともに減少していることは、実に残念なことである。今後は、収納率の向上を目指して努力していただきたい。

なお、保育料の管理、滞納者への督促等の債権管理に係る事務執行については、今後も万全を期していただきたい。

(3) 平成24年度に民間保育所が2園開設されたが、このうちの1園については、改善はされつつあるものの、園児数が低調な状況が続いている。

民間保育所の開設に際しては、その計画定員数等を基準として保育所整備補助金が支出されているが、計画と現実とが大きく乖離しているこの状況は、決して好ましい状況ではないので、当該民間保育所に対し、定員を満たすための努力をするように、引き続き強く指導していくべきであると思われる。

(4) 育児支援事業の子育て支援ショートステイ事業は、仕事、病気等で家庭での養育が一時的に困難となった児童について、3ヵ所ある委託施設で宿泊を含めて保育を行うものであり、本年度上半期においては、延べ2人の利用があった。

また、病児・病後児保育事業は、仕事等で病児や病後児を家庭で保育ができない場合に1ヵ所の委託施設で保育を行うものであり、本年9月末時点での登録児童数は1,862人で、本年度上半期の利用児童数は延べ21人であった。

- (5) 児童館・児童クラブ運営事業においては、本年9月末日時点における市内9児童館及び1児童教室への登録人数は738人であり、本年度上半期の利用人数は延べ40,726人で、前年同期と比較すると、登録人数は167人(29.25%)の増、利用人数は141人(0.35%)の増となっている。
- (6) 青少年育成事業においては、青少年補導センターの運営を行い、本年度上半期には、 99人の補導委員が14班に分かれて地区別に街頭補導を実施した。

有害図書類等の自動販売機等の規制については、平成20年7月から施行された「塩尻 市有害図書類等の自動販売機等の規制に関する条例」に基づいて、同条例の適用対象外 のものを含めて、販売商品の検査及び業者や地権者への撤去要請を行っている。

また、青少年健全育成施設である柏茂会館の利用状況については、本年9月末日時点において、子どもが421人(日帰り130人・宿泊291人)、大人が216人(日帰り59人・宿泊157人)の計637人であり、前年同期と比較すると、69人(9.77%)の減となっている。

この柏茂会館の利用者数は、近年低調な状況が続いているので、今後は、PR方法等を 工夫して新規の利用者を開拓する等により、利用数の増加に努めていただきたい。

(7) 私立幼稚園運営費補助金は11月に、私立幼稚園就園奨励費補助金は年度末に交付されている。

以前の定期監査等において、これらの補助金の支給時期や支給方法については、申請者等のニーズを的確に把握するなかで、個人情報保護の観点からも、より事業効果が上がるような交付時期や交付方法を研究するよう要望した経過があるが、この方式が定着していること、事務が複雑になること等を理由に改善がなされていない。

これについては、誰のための補助金であるかを前提として、今後も引き続いて研究をしていただきたい。

○ 楢川保育園

分掌事務は、楢川保育園における児童の保育、施設の管理運営、保育計画などに関することである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 本年度の9月末現在の園児数は、次表のとおりである。

年 齢	0 歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
園児数	0人	3人	3人	11人	14人	12人	43人

総園児数は43人で、前年度と比較すると13人(23.21%)の減となった。

(2) 本年度の9月末現在の職員数は、次表のとおりである。

	正規職員	嘱託・臨時職員		
園 長	園長代理	保育士	保育士	保育補助員
1人	1人	1人	8人	1人

総職員数は12人であり、前年度と同数である。

保育士に係る正規職員の比率は27.27%である。

なお、給食調理業務については、民間業者に委託しているため、職員としての給食調 理員はいない。

- (3) 保護者会費等の関係団体の会計処理については、団体の役員によって現金、預金通帳、 印鑑等が管理されていて、職員は、一切関与していない。
- (4) 給食調理業務については、民間業者であるシダックス大新東ヒューマンサービス(株)に 委託している。

給食の食材の発注については、委託業者の担当者が行うようになっているが、食の安全確保、食育及び地産地消の視点から、今後も、園長を始めとする職員やこども課の栄養士が、業者側の担当者と連携を密にするなかで積極的に関与し、安心で安全な給食の提供、食育や地産地消の情報提供に努めていただきたい。

(5) 保育料の滞納者については、こども課と園長等が連携して対応することとされている。 当保育園では、こども課から送付される滞納者リストにより、園児の送迎時に滞納が ある保護者に対し、声かけをして納入を促しているとのことであった。

今後も、このような事例が発生した場合は、こども課と連携をとり、金額が多額にならない早い時期に、説得等の対応をするように努めていただきたい。

○ 北小野保育園

分掌事務は、北小野保育園における児童の保育、施設の管理運営、保育計画などに関する ことである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 本年度の9月末現在の園児数は、次表のとおりである。

年 齢	0 歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5 歳児	合 計
園児数	0人	4人	2人	9人	8人	8人	31人

総園児数は31人で、前年度と比較すると4人(14.81%)の増となった。 なお、特別保育事業としての長時間保育の利用園児数は3人となっている。

(2) 本年度の9月末現在の職員数は、次表のとおりである。

	正規	職員	嘱	託· 臨時 職	哉 員	
園 長	園長代理	保育士	給食調理員	保育士	給食調理員	保育補助員
1人	1人	1人	0人	6人	2人	1人

総職員数は12人である。前年度と比較すると、未満児及び配慮児童への対応のため、

- 3人の増となった。 保育士に係る正規職員の比率は33.33%である。
- (3) 保護者会費等の関係団体の会計処理については、団体の役員によって現金、預金通帳、 印鑑等が管理されていて、職員は、一切関与していない。
- (4) 給食調理業務については、当保育園のみ、嘱託職員2人により本市が直接実施している。

給食の食材の発注については、この嘱託の給食調理員が行うようになっているが、アレルギー除去食等の対応園児が5人いることに加え、食の安全確保、食育及び地産地消の視点から、今後も、園長を始めとする職員やこども課の栄養士が、この給食調理員と連携を密にするなかで積極的に関与し、安心で安全な給食の提供、食育や地産地消の情報提供に努めていただきたい。

(5) 保育料の滞納者については、こども課と園長等が連携して対応することとされている。 当保育園では、こども課から送付される滞納者リストにより、園児の送迎時に滞納が ある保護者に対し、声かけをして納入を促すようにしているが、本年度は、該当者がい ないとのことであった。

今後も、このような事例が発生した場合は、こども課と連携をとり、金額が多額にならない早い時期に、説得等の対応をするように努めていただきたい。

○ 家庭支援室

分掌事務は、家庭教育の支援、学校、幼稚園及び保育所の家庭教育の支援に係る連絡、地域社会との連携、保育相談及びしつけ相談に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 家庭・児童の子育て総合相談事業においては、本年度上半期の相談件数は延べ830件であったが、これを前年同期と比較すると、14件(1.66%)の減とはなっているが、近年の相談件数は、高水準が続いている。

なお、本年度上半期の相談の内訳は、面接等が741件、電話が89件であった。

(2) 家庭教育支援事業においては、子どもの基本的生活習慣の確立や生活リズムの向上を目指し、「早ね早おき朝ごはん・どくしょ」市民運動が展開されている。本年度上半期においては、6月20日に推進委員会が、7月5日におはなしファミリー劇場が、7月15日に作業チーム会議が開催された。また、本年度下半期においては、11月6日から7日

にかけて不登校傾向がある小・中学生を対象に、塩嶺体験学習の家で合宿の実施が予定されている。

同事業のCAP (Child Assault Prevention(子どもへの暴力防止)) ワークショップ 事業は、子どもを暴力から守る人権教育プログラムに基づきワークショップを実施する もので、本年度上半期においては、塩尻東小学校で保護者等を対象に、片丘小学校で教 職員、保護者、児童等を対象にワークショップが実施された。また、本年度下半期にお いては、塩尻東小学校で保護者等を対象に、塩尻東小学校で児童等を対象に、宗賀小学 校で教職員、保護者、児童等を対象にワークショップが実施される予定である。

この「早ね早おき朝ごはん・どくしょ」市民運動、CAPワークショップ事業ともに、一定期間が経過したら事業の成果を検証し、それを活かしてそれ以降の事業のあり方を検討すべきであると思われるので、これらの事業の成果を検証する適切な評価指標の設定等について、引き続き検討していただきたい。

(3) 元気っ子応援事業は、子ども達の個性や特性を大切にしながら、一人ひとりの成長に 応じた子育て支援を行うために、平成18年度から開始された本市独自の事業であり、事 業開始から本年度で9年目になる。

この事業においては、年間を通じて、こども課等と連携して保育園及び小・中学校へのフォローアップ訪問、元気っ子相談、元気っ子応援チーム(保育士)研修会、子育て応援教室(ペアレントサポート・プログラム)等が行われている。

この事業のなかの個別の事業についても、個々にその成果を検証し、それを活かして 今後の個別の事業のあり方を検討すべきであると思われるので、個別の事業の成果を検 証する適切な評価指標の設定等について、引き続き検討していただきたい。

(4) まなびサポート事業は、教育相談員2人、小・中学校に14人の講師を配置し、児童や生徒個々の教育ニーズに対応する特別支援教育を行うものである。

また、身体に障害があることなどにより学校生活に支障をきたしている児童や生徒に対する支援を行うため、15人の支援介助員が小・中学校に配置されている。

これらの教育相談員、特別支援講師及び支援介助員の配置、また、近年の配置の拡充については、市民ニーズを踏まえた本市の子育て支援策の充実に、直接的につながる施策であり、高く評価するものである。

生 涯 学 習 部

○ 社会教育課

分掌事務は、「社会教育係」が生涯学習の企画調整、社会教育、社会教育施設、公民館の指導助言、総合文化センターの管理運営に関することなど、「文化財係」が文化財に関すること、「芸術文化係」が芸術文化の振興、文化施設に関することである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 生涯学習支援事業においては、本年度上半期には、しおじり学びの道・小さな旅が2回、温故知新の旅が2回実施され、本年度下半期には、それぞれ1回ずつの実施が予定されている。

また、本年度は、平成18年度から26年度までの9年間を計画期間とする「塩尻市生涯学習推進プランⅡ」の最終年度となるため、現在、「塩尻市生涯学習推進プランⅢ」の策定作業が進められている。

(2) 全国短歌フォーラム事業においては、9月27日及び28日に第28回全国短歌フォーラム in塩尻が開催された。また、現在、11月29の全国短歌フォーラムin塩尻学生の部の開催 に向けて、準備が進められている。

また、成人式運営事業においては、平成27年1月11日の成人式の開催に向けて、実行委員会を開催するなど、式典に向けた準備が進められている。

(3) 公民館分館施設整備事業については、公共施設等建設事業補助金交付要綱に基づいて公民館分館の整備事業を支援するものであるが、本年度においては、市内9カ所の公民館分館の改修工事に対し、補助金の交付が予定されている。

この補助金については、以前の定期監査等において、施工内容、補助額の算定の基礎となる建設費用等が本当に適正であるか否かについて、庁内の建築工事に精通した職員等に内容確認を依頼するなどにより、補助金交付の適正化に努めるよう要望した経過があるが、これについては、専門知識を有する職員等の協力を得るよう改善したとのことであった。

今後も、引き続きこれを継続し、補助金交付の適正化に努めていただきたい。

(4) 公民館事業においては、塩尻市公民館研究集会が5月24日に開催されたほか、本年度 上半期には、中央公民館及び地区公民館で各種講座等が開催され、中央公民館の講座等 への参加者が延べ571人、地区公民館の講座等への参加者が延べ1,015人という状況であ った。本年度下半期においても、各地区の文化祭、各種講座等の開催が予定されている。 (5) 学校開放事業は、市民の生涯学習活動を支援するために、本市内の小・中学校の校庭 や教室などの施設を市民に開放し、学校の持つ教育機能を活用する機会を設け、地域と 学校が協力し、連携して地域全体の教育力を育てていく事業である。

年間を通して、本市内の小・中学校3校で学校開放講座が開催されているほか、塩尻 西小学校「夢ひろば」、塩尻西部中学校「まなび庵」及び丘中学校「芸術棟」の3施設が、 市民に対して開放されている。

(6) 文化施設の運営事業においては、指定管理者制度により文化会館(レザンホール)の 運営を委託しているほか、短歌館、自然博物館、楢川歴史民俗資料館、中村邸、贄川関 所及び木曽漆器館の管理運営が行われている。

また、本年度から地区公民館の機能を有する吉田西防災コミュニティーセンターの指定管理者による運営が開始された。

(7) 芸術文化活動事業においては、芸術文化振興協会と委託契約を結んで事業を実施している。本年度上半期には、5月30日から6月1日までの3日間、展示や舞台発表を中心にした市民芸術祭が開催され、延べ約1,900人の来場者があった。

市民音楽祭は、7月13日に管弦楽発表が、7月20日にコーラス発表が、8月23日と24日にバンド発表が開催され、延べ約2,150人の来場者があった。

また、6月8日から29日までの間、いわさきちひろピエゾグラフ展が開催され、延べ約950人の来場者があった。

本年度下半期には、市民舞踊フェスティバル、市民文化祭、市民演劇フェスティバル、 早春のつどいなどの開催が予定されている。

(8) 重伝建整備事業は、重要伝統的建造物群保存地区(奈良井地区及び木曽平沢地区)に おける歴史的景観保護に係る修理事業や修景事業に対して、一定の補助金を交付するも のであり、本年度上半期には、奈良井地区で2件の修理事業が、木曽平沢地区で1件の 修理事業が実施され、本年度下半期には、奈良井地区において1件の修理事業が予定さ れている。

また、平成24年度から重伝建防災施設整備事業が、木曽平沢地区において、まちづくり推進課が実施する街なみ環境整備事業に合わせて年次的に実施されていて、本年度上半期には、消火栓10基の設置工事が行われ、本年度下半期には、消火栓10基の設置工事の実施が予定されている。

○ 平出博物館

分掌事務は、平出遺跡考古博物館、歴史民族資料館及び瓦塔館からなる平出博物館の管理 運営、本洗馬歴史の里資料館、釜井庵及び洗馬焼和兵衛窯跡からなる本洗馬歴史の里施設の 管理運営などに関することである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- (1) 平出博物館運営事業においては、本年度上半期には、4月26日から5月25日まで企画展「ウッドバーニング展」(来場者延べ1,024人)、7月6日にひらいでミュージアムコンサート(来場者75人)、7月19日から8月24日まで企画展「開館60周年記念展」(来場者延べ735人)、土曜サロン「ここがすごい!松本平の縄文遺跡」を3回(参加者延べ172人)といったイベントが開催され、本年度下半期には、「開館60周年記念講演会」、土曜サロン、歴史大学、企画展「発掘された窯展」等の開催が予定されているほか、博物館紀要32集、博物館ノート29集及び開館60周年記念冊子の刊行が予定されている。
- (2) 平出遺跡公園事業においては、本年度上半期には、ガイダンス棟での体験学習に5,835 人の参加者があったほか、9月7日の「ひらいで遺跡まつり」(来場者約3,000人)、7月 27日から8月17日まで「アドベンチャーinひらいで」(来場者121人)といったイベント が開催され、本年度下半期には、「皆既月食観察会」、「クリスマスキャンドル作り」、「ツ ル篭づくり」等の開催が予定されている。
- (3) 埋蔵文化財保護事業においては、本年度上半期には、7月31日から8月20日まで山ノ神遺跡の発掘調査が実施されたほか、開発事業に伴う埋蔵文化財包蔵地事前確認が77件 実施された。本年度下半期には、開発事業に伴う埋蔵文化財包蔵地事前確認とともに、 平出遺跡指定地内での現状変更に伴う発掘調査の実施が予定されている。

この埋蔵文化財保護事業については、現在2人の職員を中心に実施されているが、近隣の松本市にあっては、これを数十人体制で実施している。埋蔵文化財の保護に対する本市の姿勢が問われるような状況であるので、職員の増員が必要であると思われる。

(4) 本洗馬歴史の里運営事業においては、本年度上半期には、4月26日から6月22日まで 企画展「ボタニカルアートの世界」(来場者延べ409人)、7月25日から9月23日まで企画 展「艶やかな飴釉 入道焼展」(来場者延べ273人)、釜井庵寺子屋塾「江戸時代の洗馬郷」 を3回(参加者延べ110人)といったイベントが実施され、本年度下半期には、企画展「庄 屋の残した軍用絵図展」、企画展「澤田正春写真展」、歴史講演会、本洗馬バス見学会等 の開催が予定されている。

○ スポーツ振興課

分掌事務は、「スポーツ振興係」が社会体育の企画調整、社会体育の指導及び振興、各種競技団体の指導育成及び連絡調整、体育団体との連絡調整、健康づくり団体との連絡調整に関することなど、「体育施設係」が体育施設の整備計画、体育施設の改良及び維持管理、都市公園内の体育施設の維持管理に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 市民スポーツ振興事業は、「市民みな1スポーツ」を目指し、誰もが楽しめるスポーツイベントの開催や生涯スポーツの普及、健康体力づくりの推進及び競技スポーツの振興を図る事業であり、本年度上半期には、5月11日に第26回ファミリースポレクフェスティバル、10月19日に第6回塩尻ぶどうの郷ロードレースなどが実施された。

なお、ファミリースポレクフェスティバルについては、前年度までは秋に開催されていたが、本年度から5月に開催することになった。また、事務局の負担軽減のため、塩 尻ぶどうの郷ロードレースについても、現在、その開催時期、実施内容、運営方法等の検討がなされている。

このほかに、市民体育祭夏季大会等については、NPO法人塩尻市体育協会に事業を 委託して実施されている。

(2) 塩尻トレーニングプラザ運営事業では、市民の健康増進と体力づくりを目的とし、塩 尻トレーニングプラザの管理運営を、指定管理者制度を導入して(財)体力つくり指導協 会に委託している。

本年度上半期の塩尻トレーニングプラザの体育館、トレーニングジム、貸室等の利用者は延べ17,674人で、前年同期と比較すると2,951人(14.31%)の減となっている。

(3) 体育施設管理事業においては、塩尻市体育施設条例に基づいて設置されている市営野球場、市立体育館、市営総合運動場、中央スポーツ公園運動広場、市立楢川体育館、市営楢川運動場等の管理と、塩尻市都市公園条例に基づいて設置されている小坂田公園の市民プール、マレットゴルフ場及び多目的運動場、塩尻北部公園の多目的運動場及びテニスコートの管理を行っている。

このうち、市営野球場、市立体育館、中央スポーツ公園運動広場、市立楢川体育館及び市営楢川運動場の管理については、NPO法人塩尻市体育協会等に委託している。

本年度の7月上旬から8月下旬まで開場された小坂田公園市民プールについては、その利用者数が延べ11,591人で、前年度と比較すると12,563人(52.01%)の減となった。

(4) 市立体育館、小坂田公園市民プール等をはじめとして、本市内の体育施設の多くは、 老朽化が進み、大規模改修の必要性が高まってきている。

これらの体育施設については、建設や維持修繕に係る費用に対する受益者の負担割合が著しく低いことに加え、大規模改修には、一時的に多額の費用が必要になるので、今後の各施設のあり方についての十分な検討と、長期的な整備計画が必要になってくると思われる。

(5) NPO法人塩尻市体育協会に対しては、本年度も多額の活動補助金、体育振興事業委 託料、体育施設管理委託料等の財政援助や業務委託が行われているが、補助金等の交付 目的に適合した事業を行っているか、予定した委託業務が適正に行われているかなど、 その内容を精査し、その成果の検証を行うなかで、今後も、効率性の向上を視点にした 指導や監督を引き続き実施していただきたい。 (6) 体育施設の利用については、塩尻市公共施設予約システムにより、数年前からインターネットでの予約ができるようになっていて、利用者の利便性の向上が図られているが、利用料金の支払いについては、当該施設、支所等に出向いて支払わなくてはならない状況である。

以前の定期監査等においても要望したが、利用料金の支払いにおけるクレジットカードの利用、コンビニエンスストア等の利用などについて、今後も引き続き研究していただきたい。

(7) スポーツ振興課が管理する施設においては、現金を取り扱う機会が多いので、担当職員、委託先の担当者等に対し、現金の授受や保管について、引き続き細心の注意を払うよう指導していただきたい。

○ 男女共同参画・人権課

分掌事務は、「男女共同参画係」が男女共同参画に関する諸施策の企画、連絡調整及び指導援助、女性の地位向上及び福祉の増進、女性問題の調査及び啓発、ふれあいプラザの管理運営に関することなど、「人権係」が人権擁護対策の総合企画及び連絡調整、人権問題の啓発、人権教育、その他人権対策事業の推進に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 人権推進啓発事業においては、本年度上半期には、特設相談所が5回開設されたほか、 子どものための人権相談、保育園人権啓発及び街頭啓発が2回実施された。 本年度下半期には、特設相談所の開設のほか、女性のための人権相談、街頭啓発等の 実施が予定されている。
- (2) ふれあいプラザ運営事業については、年間を通じて簿記検定、ファイナンシャルプランナーといった資格取得講座と、ペン字&筆ペン、母親みがき講座、パンづくり講座、フットマッサージ講座といったセミナーや生活教養講座が開催されている。
- (3) 社会人権教育推進事業は、差別のない明るい社会の形成を目指すために実施されるものであり、本年度上半期には、地区人権推進会議や分館人権学習会が8カ所で開催され、また、9月に企業人権教育推進研修会が開催された。

本年度下半期には、分館人権学習会の開催のほか、12月に「豊かな心を育む市民の集い」の開催が予定されている。

(4) やさしく女と男推進事業においては、本年度上半期には、6月に男女共同参画推進地域交流会が、9月に女と男21世紀セミナー・北小野地区井戸端会議が開催された。

本年度下半期には、女と男21世紀セミナー・高出地区井戸端会議、シンポジウム、男女共同参画推進企業セミナー等の開催が予定されている。

このほかに、この事業においては、女性に対する相談業務を行っていて、本年度上半期には、延べ112件の相談があった。

(5) 男女共同参画啓発事業においては、本年度上半期には、6月に塩尻駅前と広丘駅前で 街頭啓発が実施された。

本年度下半期には、男女共同参画啓発企業訪問の実施が予定されている。

このほかに、この事業においては、情報誌「共に」の発行を年2回行っている。

以前の定期監査等において、第1次及び第2次の男女共同参画基本計画に掲げられた 数値目標が達成できなかったことを踏まえ、第3次男女共同参画基本計画の数値目標を 達成するためには、計画期間中の年度ごとに段階的な目標を立て、具体的な達成方法を 検討し、進行管理をするよう要望した経過があるが、第3次計画に掲げた数値目標が、 また未達成ということがないように、これを早急に検討していただきたい。

(6) 長期債の償還が平成24年度をもって終了したことにより、住宅新築資金等貸付事業特別会計は、当該年度末を持って廃止され、前年度から一般会計に包含されたが、この住宅新築資金等貸付事業により貸し付けられた資金の償還については、滞納が生じている者が2人残っていて、前年度末時点の利子分を含めた貸付総残高が10,412,671円となっている。

本年度も少額の償還が行われてはいるが、この利子分を含めた貸付金の債権管理については、今後も万全を期すことを強く要望するものである。

水道事業部

○ 経営管理課

分掌事務は、「総務係」が例規の制定及び改廃、公印の管守総括、文書又は物品の収受、配布及び発送、予算書及び決算書の総括、統計調査資料の総括、職員の任免、分限、賞罰、服務、給与その他身分に関すること、職員の福利厚生及び研修、公務災害及び安全衛生、労働協約、労働条件等、指定工事業者及び指定工事店の指定、車両管理の総括、物品の出納及び保管、固定資産の評価、管理及び処分並びに台帳の整備保管、簡易水道事業の庶務に関することなど、「料金係」が水道の開栓、休止、廃止等の受付及び処理、水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料その他収納金の賦課、徴収及び督促、滞納整理及び処分、受益者負担金及び受益者分担金の徴収、量水器の検針及び漏水調査、給水量の統計、過誤納金の還付及び充当、水道使用料等の認定、量水器の保守管理及び台帳整理、簡易水道事業の使用料に関することなど、「経理係」が財務計画及び財政調査、原価計算及び経営の分析、会計伝票、帳簿及び証拠書類の整備保管、現金又は有価証券の出納及び保管、資金計画、資金運用及び一時借入金、予算及び決算並びに財務諸表、経理及び業務状況の報告、指定金融機関等、企業債の総括に関することなどである。

また、当課においては、水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計及び簡易水道事業特別会計を所管している。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 水道料金に係る 9 月末時点の現年度分の調定額は695,074千円で、前年同期と比較すると9,879千円(1.44%)増加し、収納額は575,492千円で、前年同期と比較すると11,170千円(1.98%)増加している。

これにより、同時点での収納率は82.8%で、前年同期と比較すると0.4ポイント増加している。

水道料金に係る調定額が増加しているのは、本年6月の上・中旬及び7月下旬の気温が高く、また、6月中旬及び7月の降水量が少なかったことなどが、その主な要因であると思われる。

調定額が増加しているなかでの収納率の増については、相応の評価をするが、今後も 収納率の向上に努めていただきたい。

また、この水道料金に係る債権管理については、以前の定期監査等でも要望したが、 水道料金が私債権であることを踏まえ、今後も万全を期すことを強く要望するものであ る。

(2) 水道事業会計に係る企業債の借入状況については、9月末時点において47件で、未償

還残高が4,725,913千円となっている。

(3) 下水道使用料に係る9月末時点の現年度分の調定額は730,179千円で、前年同期と比較すると10,432千円(1.45%)増加し、収納額は600,705千円で、前年同期と比較すると9,580千円(1.62%)増加している。

これにより、同時点での収納率は82.3%となっていて、前年同期と比較すると0.2ポイントの増となっている。

下水道使用料に係る調定額が増加しているのは、その算定が水道の使用量を基にしているためであり、水道料金と同様の要因であると考えられる。

下水道使用料についても、今後も収納率の向上に努めていただきたい。

(4) 下水道事業の受益者負担金に係る9月末時点の現年度分の調定額は8,448千円で、収納額は6,639千円であり、収納率は78.6%となっている。

また、受益者分担金に係る9月末時点の現年度分の調定額は400千円、収納額は400千円であり、収納率は100.0%となっている。

- (5) 下水道事業会計に係る企業債の借入状況については、9月末時点において、資本費平準化債歳を含めて376件で、未償還残高が22,402,826千円となっている。
- (6) 農業集落排水施設使用料に係る9月末時点の現年度分の調定額は53,037千円で、前年同期と比較すると136千円(0.26%)減少し、収納額は43,590千円で、前年同期と比較すると219千円(0.50%)増加している。

これにより、同時点での収納率は82.2%となっていて、同期と比較すると0.6ポイントの増となっている。

農業集落排水施設使用料についても、今後も収納率の向上に努めていただきたい。

- (7) 農業集落排水事業の受益者分担金に係る9月末時点の現年度分の調定額は1,777千円で、収納額は1,777千円であり、収納率は100.0%となっている。
- (8) 農業集落排水道事業会計に係る企業債の借入状況については、9月末時点において 178件で、未償還残高が2,941,650千円となっている。
- (9) 簡易水道使用料に係る9月末時点の現年度分の調定額は24,138千円で、前年同期と比較すると340千円(1.39%)減少し、収納額は19,891千円で、前年同期と比較すると280千円(1.39%)減少している。

これにより、同時点での収納率は82.4%となっていて、前年同期と同じになっている。 簡易水道使用料についても、今後も収納率の向上に努めていただきたい。

(10) 国は、約46年ぶりに地方公営企業会計制度を大幅に改正し、新たな制度が本年度の予算から適用されることになった。

これは、地方公営企業会計について、企業会計基準との整合を図ることを主な目的とした制度改正であった。

この制度改正により、本市の水道事業会計、下水道事業会計及び農業集落排水事業会計においては、主として前年度に新たな制度への移行の準備が進められた。

また、平成29年度の実施を目途として、簡易水道事業の水道事業への統合が予定されている。現在、当課においては、資産評価、台帳整備等の事前準備が進められている。

さらに、経費節減、専門性の向上による業務の効率化を図るため、こちらも平成29年度の実施を目途として、現在、水道料金等の賦課徴収業務の民間委託の研究が行われている。

(11) 水道事業会計においては5億円を超える定期預金が、下水道事業会計においては2億円を超える定期預金が、恒常的に市内の金融機関に預けられている状況である。

以前の定期監査等において要望したが、この多額の定期預金の一部を、安全性を重視 するなかで、別な方法で運用することを、引き続き研究をしていただきたい。

〇 上水道課

分掌事務は、「工務係」が水道の事業計画及び実施計画、水道施設の建設及び改良並びに維持管理、水道の許認可の申請、給排水工事の受付、監督及び検査並びに手数料、給水装置工事の受付、審査及び検査並びに手数料、受託工事、水道台帳及び給水台帳の整備保管、給水用資材及び器具の調査指定並びに管理、指定工事業者の指導及び監督、給配水工事等の統計、道路、河川、鉄道用地等の占用、使用又は掘削の許認可、承認等の申請及び更新手続、その他給水、専用水道、給配水管の漏水防止、水道事業の企業債、簡易水道施設に関することなど、「浄水係」が水源、浄水場、配水池及び導水送水施設の維持管理、送水及び配水、水質の管理、施設台帳の整備保管、配水管図及び導水管図の整備保管、取水及び浄水送配水量の統計、その他施設に関することなどである。

また、当課においては、水道事業会計及び簡易水道事業特別会計を所管している。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 水道事業に係る工事関係では、本年度上半期には、片丘導水第三接合井築造工事及び 小曽部浄水場取水口更新工事が実施されたほか、市内各所で配水管改良工事等、鉛管解 消工事、導水管改良工事、舗装復旧工事、修繕工事などが実施された。また、上西条に おけるJR軌道敷内における橋梁補修工事に伴う水管橋布設替工事が、業務委託により 実施された。

本年度下半期には、片丘浄水場移設更新事業の電気通信設備設置工事及び場内施設築造工事、南内田配水池築造工事、三才山沢深井戸水源機能強化工事、上西条・片丘応急給水拠点整備工事及び上西条浄水場ろ過池改修工事が実施されるほか、市内各所で配水管改良工事等、鉛管解消工事、舗装復旧工事、修繕工事などが実施される予定である。

片丘浄水場移設更新事業は、老朽化が著しかった旧片丘浄水場を移設更新することにより、本市の水道システムの最適化を図るために実施されたものであり、平成21年度から始められ、毎年段階的に実施されてきたこの事業は、本年度をもって終了し、本年度下半期には、通水式が行われ、給水が開始される予定である。

この片丘浄水場移設更新事業に係る建設工事等には、多額の費用を要したが、この完成により浄水施設の機能強化や耐震化が図られるとともに、配水方式を自然流下方式としたことにより、維持管理経費の削減、環境負荷の低減等が図られることになった。

(2) 簡易水道事業特別会計に係る工事関係では、本年度上半期に、給配水管修繕工事が3件実施された。

本年度下半期には、楢川浄水場のろ過膜及びポンプの修繕工事などが実施される予定である。

(3) 平成29年度の実施を目途として、簡易水道事業の水道事業への統合が予定されていることについては、経営管理課の部分で前述したが、現在、当課においては、楢川地区の簡易水道施設の情報を水道事業のマッピングシステムへ入力し、一体的に管理できるようにする準備作業が進められている。

○下水道課

分掌事務は、「下水道係」が下水道の事業計画及び実施計画、管渠の建設、改良及び維持管理、下水道台帳及び農業集落排水台帳の整備保管、排水設備工事の受付、審査及び検査並びに手数料、汚水の水質規制、指定工事店の指導及び監督、私設汚水ポンプの設置、道路、河川、鉄道用地等の占用、使用又は掘削の許認可、承認等の申請及び更新手続、受益者負担金及び受益者分担金の賦課、下水道事業に係る企業債、合併浄化槽の設置に関することなど、「浄化センター」が終末処理場の維持管理及び改築更新、終末処理場用地の管理、終末処理場の水質の検査及び管理、終末処理場の汚泥の検査等、汚水マンホールポンプの維持管理に関することなど、「衛生センター」が、し尿の収集及び運搬、衛生センターの管理運営に関することなどである。

また、当課においては、下水道事業会計及び農業集落排水事業会計を所管している。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 下水道事業会計に係る管路関係の工事では、本年度上半期には、公共下水道事業汚水管渠工事に係る汚水管工事、汚水枡設置工事、非常用自家発電機設置工事など、特定環境保全公共下水道事業に係る汚水桝設置工事、管路施設及びMPレーダ施設の修繕工事、路面復旧工事などが実施された。

本年度下半期には、公共下水道事業汚水管渠工事に係る非常用自家発電機設置工事など、公共下水道事業雨水管渠工事に係る奈良井川右岸5号雨水幹線工事、特定環境保全公共下水道事業に係る汚水支線及び汚水桝設置工事、管路施設の修繕工事、路面復旧工事などが実施される予定である。

同事業会計に係る浄化センター関係の工事では、本年度において、第1期長寿命化事業の実施設計並びに同事業によるNo. 1 脱水機の更新、No. 3 及びNo. 4 貯留槽防食塗装、

攪拌機の更新などの改築工事が、地方共同法人日本下水道事業団に業務委託して実施される予定であり、また、電気設備、汚泥処理設備等の修繕工事が実施される予定である。

(2) 塩尻市浄化センターでは、本年度上半期の汚水処理量が3,751,441㎡、汚泥処理量が2,635.45 t で、前年同期と比較すると、汚水処理量は7,627㎡ (0.20%)の減、汚泥処理量は46.45 t (1.79%)の増となっている。

楢川浄化センターでは、本年度上半期の汚水処理量は94,596㎡、汚泥発生量は600.22 ㎡で、前年同期と比較すると、処理汚水量は34㎡ (0.04%) の増、汚泥発生量は69.99 ㎡ (13.20%) の増となっている。

- (3) 農業集落排水事業会計に係る工事関係では、本年度上半期に、管路施設及びMPレー ダ施設の修繕工事、汚水枡設置工事などが実施された。 本年度下半期にも、同様の工事が実施される予定である。
- (4) 農業集落排水事業に係る終末処理場の維持管理事業については、本年度上半期の市内 8カ所の浄化センターにおける汚水処理量は267,374㎡、汚泥処理量は1,151㎡で、前年 同期と比較すると、処理汚水量は4,739㎡ (1.74%) の減、汚泥処理量は1㎡ (0.09%) の増となっている。
- (5) 衛生センターのし尿等受入量は3,330k1、下水道放流量は78,146k1であり、前年同期と 比較すると、し尿等受入量は52k1 (1.54%)の減、下水道放流量は3,352k1 (4.11%)の 減となっている。

本年度も、し尿等の受入れと処理が順調に行われている。

また、衛生センターに係る営繕修繕関係では、本年度においては、前処理設備部品交換などの修繕などが実施される予定である。

(6) 一般会計において、合併浄化槽の設置者に対する補助事業を行っているが、本年度上 半期には、1件の補助金交付が行われた。

本年度下半期には、2件の補助金交付が予定されている。

そ の 他

○ 会 計 課

分掌事務は、「出納係」が市税その他諸収入金の収納、市費の支払い、国県税の収納及び送金、現金及び有価証券の出納保管、団体の委託金出納、収入支出証書等の審査及び支出負担行為の確認、現金及び財産の記録管理、決算、指定金融機関等、保管不用物品の処分に関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 平成25年度一般会計・特別会計決算については、平成26年塩尻市議会9月定例会に認 定議案が上程され、承認された。

決算審査を通じて見た範囲では、前年度決算は、歳入において市税、地方交付税、国庫支出金等が前年度より大幅に増加したこと、歳出において建設事業等の投資的経費が前年度より大幅に増加したことなどから、当年度決算は、前年度決算と比較すると、より積極的な行財政運営が行われたものと考えられる。

また、普通会計の決算においては、基準が「1.0」とされ、財政基盤の強度を示す財政力指数は0.625で、前年度と比較して0.006増加した。この指数については、平成20年度から前年度決算まで、年々低下の一途をたどってきたが、当年度決算において増加に転じたことは、当市の財政基盤の弱体化傾向に、一定の歯止めがかかったものと考えられる。

その一方で、妥当な基準が「75%」とされ、それより数値が低いほど良いとされる財政構造の弾力性を示す経常収支比率は87.2%で、前年度と比較して1.3ポイント減少した。この比率については、平成23年度決算に比べて前年度決算では増加したが、当年度決算において減少に転じた。

これにより、本市の財政構造の弾力性については、経済状況の好転や国の積極的な施 策の影響もあって、若干ではあるが柔軟化傾向に転じたものと考えられる。

- (2) 以前の財産区特別会計決算審査において、財産区特別会計の出納について、支所長が 一人で支出負担行為を決定し、支出命令し、公印及び通帳を管理するといった事務処理 体制を改善するように要望したが、現在は、会計課によるチェックが定期的に行われ、 また公印を会計課が保管するように改善されている。
- (3) 当課においては、多額の基金、歳計現金及び歳計外現金を取り扱っていて、それを定期預金、譲渡性預金、普通預金等で管理しているが、以前の定期監査等において要望し

たが、この多額の定期預金の一部を、安全性を重視するなかで、別な方法で運用することを、引き続き研究をしていただきたい。

〇 議会事務局

分掌事務は、「庶務係」が議員の身上、議員報酬及び費用弁償、事務局職員の人事、公印の管理、諸規程の制定及び改廃、議長会及び各種行事、会議並びに交際、議会図書室、文書の収受、発送、整理及び保管、各執行機関及び諸団体との連絡、議場及び関係各室の管理取締りに関することなど、「議事調査係」が本会議、各委員会及び協議会の議事、議員の出欠席、議案の審査及び議事に属する調査統計、議事日程及び諸般の報告、議会において行う選挙、議案、請願書、意見書及び陳情書等の処理並びに会議録の作成及び保管、公聴会、傍聴人の取締りに関することなどである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 本年度上半期においては、6月2日から同19日までの間に6月定例会が、7月10日に7月臨時会が、8月20日から9月12日までの間に9月定例会が開催された。

これに関連して、議会運営委員会が7日及び議員全員協議会が3日開催されたほか、 常任委員会では、総務環境委員会が4日、福祉教育委員会が5日及び経済建設委員会が 3日開催され、特別委員会では、地域開発特別委員会が3日及び塩尻市総合計画特別委員会が2日開催された。

(2) 議会報告会は、市民が市議会の審議に参加する機会を確保し、市民の声を市政に反映させ、市議会が執行機関を監視する役割を果たすことを目的に、平成23年1月から施行された塩尻市議会基本条例に基づいて設置されたものである。

この議会報告会は、本年度上半期には、7月5日に吉田地区センターで、同7日に宗 賀支所で、同8日に市民交流センターで開催された。

この議会報告会の開催等を通じて、市民に開かれた市議会が形成されていくことに期待するものである。

(3) 開かれた親しみやすい市議会づくりに向けて、市議会だよりを年3回発行しているほか、インターネットによる議会映像配信システムにより本会議を録画で中継放送し、平成23年9月からは、行政チャンネルにおいて中継生放送が開始された。

また、本市のホームページでは、本会議、常任委員会等の会議録、議長交際費や政務調査費の支出内容等が公開され、市民への議会情報の公開が行われている。

○ 選挙管理委員会事務局

分掌事務は、公職選挙法の規定に基づいて選挙管理委員会が行う各種選挙等の執行及び管理、永久選挙人名簿の登録及び異動処理、選挙時の啓発、会議の開催などに関することの庶務である。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 本年度上半期には、7月17日に長野県両内田土地改良区総代選挙及び田川土地改良区総代選挙が執行されたが、それぞれ定数どおり立候補者数となったことにより、無投票となった。
 - 8月10日に長野県知事選挙が執行されたが、本市の投票率は39.35%であった。
 - 9月21日には、塩尻市長選挙が執行されたが、投票率は40.36%であった。

本市選挙管理委員会は、選挙期間中の広報活動等により、投票率の向上に努めたが、長野県知事選挙、塩尻市長選挙ともに、低投票率という結果に終わってしまった。

また、本年度下半期に執行が予定されている選挙はないが、次年度の4月に、長野県議会議員選挙及び塩尻市議会議員選挙の執行が予定されているので、当面は、その準備を行うことになる。

- (2) 本年度上半期においては、定例選挙管理委員会を6回開催した。 本年度下半期においても、上半期と同様に、定例及び臨時選挙管理委員会の開催が予 定されている。
- (3) 明るい選挙啓発事業においては、本年度上半期において、6月25日に塩尻市明るい選挙推進協議会総会を開催するとともに、バースデイカードの発送や明るい選挙啓発ポスターの募集を行った。

本年度下半期においては、応募されたポスターの展示、表彰等が予定されている。

監査委員・公平委員会事務局(固定資産評価審査委員会書記)

監査委員事務局の分掌事務は、地方自治法等に基づいて監査委員が行う普通地方公共団体の財務に係る事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理に係る監査、検査及び審査などに関することの庶務である。

公平委員会事務局の分掌事務は、地方公務員法等に基づいて公平委員会が行う職員の給与、 勤務時間その他の勤務条件に係る措置の要求の審査、判定及び必要な措置、職員に対する不 利益な処分についての不服申立に対する裁決又は決定、職員の苦情の処理などに関すること の庶務である。 固定資産評価審査委員会書記の分掌事務は、地方税法等に基づいて固定資産評価審査委員会が行う固定資産課税台帳に登録された価格についての審査申出に対する調査、審理及び決定などに関することの庶務である。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

- 2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)
- (1) 監査委員関係の事務については、本年度上半期において、毎月1回例月出納検査が実施されたほか、7月3日に平成25年度公営企業会計決算審査が、7月8日から同月28日にかけて平成25年度一般会計・特別会計決算審査が実施された。

本年度下半期においては、上半期に引き続いて毎月1回の例月出納検査、平成25年度 財産区特別会計決算審査、定期監査等の実施が予定されている。

(2) 公平委員会関係の事務については、本年度上半期において、4月に長野県教職員組合 松塩筑支部塩尻単位組合から、9月に塩尻市職員労働組合から登録事項変更届が提出さ れたため、それを審査するための会議が、4月21日、9月19日の2回開催され、塩尻市 職員団体の登録に関する条例第3条の規定により、それぞれの登録事項の変更が承認さ れた。

また、6月に公平委員のうちの1人が1期目の任期満了となり、再任された。 なお、本年度上半期には、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求、職員に対する不利益な処分についての不服申立及び職員の苦情の申出はなかった。

(3) 固定資産評価審査委員会関係の事務については、本年4月に平成26年度固定資産課税 台帳登録の公示、固定資産税納税通知書の発送が行われたが、本年度上半期において、 固定資産課税台帳に登録された価格についての不服の申出はなかった。

また、7月に固定資産評価審査委員のうちの1人が2期目の任期満了となり、交代となったことに伴い、7月1日に会議及び研修会が開催された。

○ 農業委員会事務局

分掌事務は、農地等の利用関係の調整、農地等の交換分合、農地等の利用関係のあっせん 及び争議の防止、農業委員会の会議、農業振興などに関することである。

1 財務事務について

監査事項については、適正に処理されている。

2 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

(1) 農業者年金事務については、本年9月末時点での農業者年金への加入状況は、被保険者数が68人、年金受給者が332人となっていて、前年同期と比較すると、被保険者数は2人(3.03%)の増、年金受給者数は8人(2.35%)の減となっている。この年金については、国民年金への上乗せ年金であること等のメリットを農業者に対して説明し、引き続き加入促進を図っていただきたい。

- (2) 農地移動・転用事務については、本年度上半期において、農地法3条申請(農地等の権利移動の制限)が13件で37,129㎡、同法4条申請(農地の転用の制限)が5件で2,588㎡、同法5条申請(農地等の転用のための権利移動の制限)が24件で31,395㎡などとなっていて、前年同期と比較すると、3条申請では、件数が6件(31.58%)の減、面積が11,620㎡(45.55%)の増、4条申請では、件数が4件(44.44%)の減、面積が454㎡(14.92%)の減、5条申請では、件数が7件(41.18%)の増、面積が22,636㎡(258.43%)の増となっている。
- (3) 農業振興地域整備計画変更事務については、本年度上半期において、農振軽微変更が 4 件で475㎡、農振除外が 0 件で 0 ㎡となっていて、前年同期と比較すると、農振軽微変 更では、件数が 2 件(100.00%)の増、面積が190㎡(66.67%)の増、農振除外では、 件数及び面積が皆減となっている。
- (4) 毎年、農業委員及び農地流動化推進員により、違法転用農地の調査に合わせ、耕作放棄地、遊休荒廃農地等の実態を把握するため、農地パトロールによる調査が行われている。

今後は、農地パトロールにより実態が把握された耕作放棄地、遊休荒廃農地等について、農林課、農業公社、JA、機械利用組合等と連携して、引き続き農地への復元、農地の保全や利活用に努めていただきたい。

- (5) 農地流動化促進事業は、経営規模の拡大を希望する農家に対して、農地等をあっ旋し、 農地の有効利用を図るもので、農地パトロールによって把握した実態等を踏まえ、利用 権の設定に結びつく可能性のある農地の所有者に意向を確認し、農地の貸借をあっ旋し ているほか、各地区でも農地相談会を開催して、農地の貸借をあっ旋している。 今後は、農林課、農業公社、JA等と連携して市内農地等の一層の流動化を図り、引 き続き本市の農家等の経営規模の拡大、農地の有効活用等に努めていただきたい。
- (6) 農林水産省は、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を取りまとめ、 本年度から本格的に農業の構造改革に取り組むことになった。

「強い農業」を創りあげることを目的に策定されたこのプランにおいて、農地中間管理事業が創設されたが、この事業を、農林課、農業公社、JA等と連携して本市の農業者に十分に理解してもらい、有効活用ができるように、説明会を開催する等により周知に努めていただきたい。

また、この事業と前述の農地流動化促進事業との振り分けについて、現段階ではその 方法等が具体的に示されていないなかで、今後はこれらの事業を並行して進めていくこ とになると思われるが、いずれにしても、立地条件が悪い中山間地の農地の遊休化に歯 止めをかけることは、難しいと言わざるを得ない。

第6 その他全庁的な監査所見

1 一般会計、国民健康保険事業特別会計を除いた特別会計及び公営企業会計の財政運営は、順調であると思われる。

国民健康保険事業特別会計については、平成25年2月に策定された「塩尻市国民健康保険事業財政健全化指針」に基づき、現在、財政再建の途中である。

この財政健全化指針では、平成25年度から平成29年度までの間は、一般会計からの 財政支援のための特別な繰入れを継続したうえで、国民健康保険税の税率改定(引上 げ)や適正賦課と収納対策、医療費の適正化対策と保健事業の推進、その他歳出事業 費の削減等により、財政運営の健全化を図ることとしている。

国民健康保険事業特別会計の前年度決算をみると、平成24年度の診療報酬の改定(引上げ)などにより心配された保険給付費の支出額は4,813,900千円で、平成24年度と比較して230,235千円(5.02%)増加したことなどにより、歳出総額は7,020,780千円となり、平成24年度と比較して343,940千円(5.15%)増加はしたが、財政健全化指針に基づいて行われた財政支援繰入金の135,000千円に加えて、前年度に実施した税率改定(引上げ)により、国民健康保険税収入は1,625,706千円で、平成24年度と比較して115,255千円(7.63%)増加したことなどにより、歳入総額は7,353,033千円となり、平成24年度と比較して462,217千円(6.71%)増加したため、結果的に、歳出の増加を歳入の増加が大幅に上回ったことにより、実質収支が好転し、国民健康保険事業財政調整基金に100,073千円余の積立が行われた。

このように、国民健康保険事業特別会計の財政運営は、一般会計からの財政支援のための特別な繰入れを継続するなかで、健全化に向かいつつはあると思われるが、以前の定期監査等でも所見を述べたが、財政運営が悪化しているにもかかわらず、前年度までの6年間も税率の改定を行わず、一般会計からの財政支援のための特別な繰入れでしのぐという、場当たり的な財政運営によるつけの解消には、相当な時間を要するものと考えられる。

また、保険給付費の支出については、年度ごとにインフルエンザの流行等の不確定要素が大きく影響してくるため、仮に国民健康保険事業特別会計の財政運営が、この財政健全化指針の推計より悪化するようならば、前回の税率改定のときの苦労を教訓にし、傷が浅いうちに税率改定等の対策を講じることが、結果的には被保険者の利益にもつながることになると思われるので、今後は、早めに対応をし、財政運営が着実に健全化に向かうことを、強く望むものである。

2 市の債権のうち、市税及び公課(国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。)以外のもの、例えば水道料金、市営住宅等使用料等については、会計上で時効による不納欠損処理がなされても、債務者からの時効の援用がなされない限り、債権としてそのまま存在し続け、増加の一途をたどることになるので、以前の定期監査等において、回収の可能性がない債権については、早急に条例を整備し、この債権の処理をすることができるようにすることを要望した経過がある。

これを受けて、平成24年3月22日に塩尻市債権管理条例(平成24年塩尻市条例第6号)が公布、施行された。

この条例の制定により、不良債権の放棄ができるようにはなったが、不良債権を放棄するまでには、滞納処分、訴訟手続による履行請求、強制執行等の措置を経なけれ

ばならないことなどについても、この条例に明記されているので、今後は、この諸手 続などを着実に行うなかで、適正な債権管理を行うように心掛けていただきたい。

3 本年度の定期監査においては、事務事業の効果的かつ経済的な執行、特に負担金、 補助及び交付金に係る業務に着目して監査を実施した。

平成23年度に「運営費補助から事業費補助へ」という方針で行われた補助金等の見直しにより、本年度の定期監査においては、全体的には改善が進んできているという印象を受けた。

しかしながら、補助金等の交付そのものを目的化していて、担当職員等の制度又は 業務の本来の目的や効果に対する認識の未熟さ、根拠法令等の理解不足等により、前 例踏襲に陥っているものが未だに散見される。

補助金等の交付に係る業務を担当する職員は、

- (1) 当該補助金等を交付することによって、団体、事業者、個人等の活動が促進され、それが本市の活性化や発展、行政と市民等の協働、市民福祉の向上等に対して、どのような効果をもたらすか
- (2) どの時点で交付するのが、一番効果的であるか
- (3) 適正な支出をするためには、何をしなければならないか
- (4) 所期の目的が、既に達成されてはいないか

などの観点から、今後も継続的に補助金等の検証を行い、必要がある場合には、速 やかにその廃止を含めた改善を行っていくよう心掛けていただきたい。

4 以前の定期監査等においても同様の所見を述べたが、決算審査、定期監査及び例月 出納検査を通じて、全庁的に「前例踏襲」が蔓延し、また、安易な手法を選択するなど、 職員の政策形成能力、政策や施策に対する理解能力や分析能力、法例等の理解能力、 文書作成をはじめとする事務処理能力等が年々低下してきているように思われる。

本市においては、このような状況を、人事考課と組み合わせたOJT(On the Job Training = 職場の上司や先輩が、実際の仕事を通じて、必要な技術、能力、知識、あるいは態度や価値観などを部下に身に付けさせる教育訓練のこと。)の実施などにより打開しようとしているが、これは、教える能力を持った上司や先輩と、その教えを聞き、それを身につける能力を持った部下がいて、はじめて成立する教育訓練であるので、現状においては、OJTの前段階として、上司や先輩に該当する者に対し、部下に教えるための能力を形成する研修が必要であると思われる。

5 本市役所においては、平成22年度から本格的にリスクマネジメントシステムを導入 した。

このシステムによる失敗事例報告については、平成24年度が2件、前年度が16件、本年度が0件であり、また、ヒヤリハット事例報告については、平成24年度が3件、前年度が10件、本年度が1件となっている。

本年度について、失敗事例やヒヤリハット事例の件数が本当に減少しているならば 喜ばしい限りであるが、単に各課等からの報告がなされていないならば、これはこの システムの運用上の大問題である。

また、過去においても、例月出納検査で支払遅延防止法に抵触する旨を指摘した都市計画課の地域振興バス運行委託料については、問題の発覚が平成24年11月であったにもかかわらず、報告がなされたのが、8カ月後の平成25年7月であったとか、税務課のシステム改修による誤課税が、失敗事例として報告がなされていないなど、このシステムの運用上の問題が多くみられ、未だに効果的な運用ができていないように思

われる。

したがって、失敗事例等については、このシステムに基づいて必ず報告書を提出させ、職員間の情報の共有化を行い、その教訓を職員の共通認識としていくという本来のシステム導入の目的を達成するため、職員の再研修を含めて、その運用方法を再検討する必要があると思われる。

6 本市においては、本年度も多くの公共工事が実施され、また実施が予定されているが、そのうちの比較的大規模な公共工事については、その大半で当然のように前金払が行われている。

この前金払については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第163条において、 8項目の前金払ができる経費が定められているが、公共工事に係る経費の前金払については、この8項目に含まれておらず、同施行令の附則第7条において、当分の間の特例として支出できるとされているものである。

したがって、今後は、建設工事業者等からの前金払請求を、当然のこととして処理 せずに、本当に当該建設工事行者等が前金払を必要としている状況か、否かを精査し てから処理するように心掛けていただきたい。